

平成21年第1回定例会

斑鳩町議会会議録

平成21年3月5日

午前9時00分 開議

於 斑鳩町議会議場

1, 出席議員 (15名)

1番	宮崎和彦	2番	小林誠
3番	中川靖広	4番	吉野俊明
5番	伴吉晴	6番	紀良治
7番	嶋田善行	8番	西谷剛周
9番	中西和夫	10番	浦野圭司
11番	飯高昭二	12番	辻善次
13番	里川宜志子	14番	木澤正男
15番	木田守彦		

1, 欠席議員 (0名)

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長	藤原伸宏	係長	峯川敏明
--------	------	----	------

1, 地方自治法第121条による出席者

町長	小城利重	副町長	芳村是
教育長	栗本裕美	会計管理者	浦口楨
総務部長	池田善紀	総務課長	佐藤滋生
総務課参事	吉田昌敬	企画財政課長	西巻昭男
税務課長	山崎善之	住民生活部長	西本喜一
福祉課長	西川肇	国保医療課長	植村俊彦
健康対策課長	寺田良信	環境対策課長	乾善亮

住 民 課 長	清 水 昭 雄	都 市 建 設 部 長	清 水 建 也
建 設 課 長	加 藤 保 幸	観 光 産 業 課 長	川 端 伸 和
都 市 整 備 課 長	藤 川 岳 志	生 涯 学 習 課 長	清 水 修 一
上 下 水 道 部 長	谷 口 裕 司	上 水 道 課 長	佃 田 眞 規

1, 議事日程

日程 1. 一般質問

〔1〕15番 木田議員

1、富雄川河川改修の進捗について

- ①西安堵井堰の交渉状況は順調に進んでいるのかについて問う。
- ②斑鳩町内に有る阿波、興留協同井堰や茶の前井堰、さらに上流の籠池取入井堰と軒井堰についてはどうなのか。
- ③此处数年間は毎年順調に浚渫が行われているが、根本の河川改修の斑鳩町域の完了についての年次予定について問う。
- ④上流の生駒市北田原地区における開発計画が有るが、雨量だけの原因で溢水は起こらないと思うので早め、早めの浚渫を願います。
- ⑤支流となる秋葉川の浚渫が3月3日より3月31日までの予定で行うとの報告を受けているが、天井川に等しい当河川についても堤防補強も含めて浚渫をお願いします。

2、都市計画道路法隆寺線について

- ①残存個所を1ヶ所残すのみとなった法隆寺線の西村工機との交渉進捗について聞かせていただきたい。
- ②交渉がまとまった場合の電話のアンテナの移設について町の考え方を問う。
- ③生き生きプラザ斑鳩へのアクセス道路として期待されている法隆寺線の全線開通を何時と考えておられるのかについて聞かせていただきたい。

3、線引き変更について

- ①平成20年11月17日に提出された幸前地区における市街化区域編入案の今後のスケジュールについて問う。

②幸前地区における3ヘクタールの準工業地域への編入の利便性、価値観、現況との差異について明確なる回答をしていただきたい。

4、2月20日のジャスコ閉店によるごみの減量について

①2月20日に閉店となったジャスコが町の焼却場に持ち込んでいた事業所ごみは日量、月間、年間、どの位搬入されていたのかについて問う。

②現在の経済不況による消費減退によるごみの総量が減少している時を最大限に活用し、ごみの排出量の徹底的な減量を町民にPRしてもらいたい。

③事業所ごみについての搬入の事業所名の公表と数量の公表をしていただきたい。持ち込み業者について町は今まで何も規制していない。

④以上のことは焼却場の延命に直接関係することであり、現在休止中の焼却場の実情を考えれば一般の減量が望まれる。

〔2〕6番 紀議員

1、農業振興について

①斑鳩町における農業振興について。

2、商工振興について

①斑鳩町内の商店街を見ると、活力がなくなっているように思われるが、振興策を考えているのか。

〔3〕4番 吉野議員

1、「施政方針」について

“百年に一度の不況”による自治体財政の悪化が今後ますます加速されるものと思われる中で行われた町長の施政方針について問う。

①「持続可能なまちづくり」の行財政改革の重点項目を具体的に。

②当町の「内在する財政構造上の課題」とは。

③「自治体として責任をもって徹底した内部努力を行う」の具体的内容は。

④「住民及び各方面に多大なご負担やご迷惑をおかけすることも予想される」とは如何なる事態を指すのか。

2、児童生徒の生活指導について

①学校内外における児童生徒の生活指導・補導の状況は。

3、斑鳩バイパスについて

①「新たつたみち」予定ルート上に古道「竜田道」の痕跡はあったのか。

〔4〕 14番 木澤議員

1、新型インフルエンザ対策について

①町の認識と今後の対策について。

2、生活保護の対応について

①現在の社会状況と自治体の役割について。

②緊急時の対応について。

3、AEDについて

①現在の設置状況と住民への周知について。

②今後の普及と補助金制度について。

4、総合計画について

①住民参画のまちづくりについて。

②公園整備について。

③第4次計画の策定について。

〔5〕 7番 嶋田議員

1、JR法隆寺駅整備について

①駅前4-1号線の一方通行について。

2、男女共同参画について

①各種審議会の委員構成の考え方について。

3、学校統廃合について

①少子化による児童数の減少があるが、小学校三校、中学校二校の統廃合を考えるべきではないか。

〔6〕 5番 伴議員

1、役場における障害者就労について

①斑鳩町役場の障害者雇用率はいくらですか。

②障害者別枠採用制度を実施しているのか。

③将来の障害者就労機会の拡大は考えておられるのか。

2、町内の健康ウォーキングについて

- ①健康のために、歩いておられる方が大勢おられるが、だれもが楽しく安全に歩けるように健康ウォーキングについて、生き生きプラザ斑鳩にて相談が可能なのか。
- ②歩こう会などを催しておられるが、健康推進の町として、生き生きプラザ斑鳩を拠点とした健康ウォーキングについてなにか発信できないか。
- ③町の広報でも健康ウォーキングについてのテーマを掲載できないか。

〔7〕 8番 西谷議員

- 1、太子びんきり市について（観光協会について）
 - ①びんきり市の目的は何か。
 - ②今回の出店はいくらで、町内、町外の割合は。
 - ③内容は何時、誰がどのように決めるのか。
 - ④3日間の売り上げはどの程度か。
 - ⑤出店料を含めいくら収入があり、収支の結果はどうか。
- 2、住民の声を町政に反映するために
 - ①町民体育大会の評価検討について。
 - ②総合福祉会館の使用について。介助浴室。
 - ③ふれあい交流センターの入館料について。
- 3、ごみゼロのまちいかるがについて
 - ①施政方針にある、ごみゼロのまちいかるがの具体策は。

〔8〕 10番 浦野議員

- 1、住民のくらしはどうか
 - ①これから未曾有の世界的経済危機を迎えます。町財政健全化を推し進める中、町税の減収・少子高齢化・人口減少化とマイナス要素がこれに水を差しますが、これからの住民生活はどのようなのですか。具体的項目別にお伺いします。
- 2、生き生きプラザの活用活性化について
 - ①生き生きプラザの利用率が悪い様に感じますが、研修室・子育てルーム・調理室・健康相談室等々各施設の現状利用率は。また、利用率を高める工夫についてお伺いします。

3、産業フェスティバルのあり方について

- ①恒例の産業フェスティバルがいつも変わらない方法でされていますが、産業の振興を真剣に考えたものでない様に感じます。改善策は検討されてないのですか。

〔9〕 2番 小林議員

1、学校支援地域本部事業について

- ①登録ボランティアの状況について。
②学校地域教育協議会によせられた案について。
③平成21年度実施する学校支援について。

2、放課後子ども教室について

- ①平成21年度に再度試験的に実施する経緯について。
②平成21年度の予定について。

〔10〕 11番 飯高議員

1、AED（自動体外式除細動器）設置の普及について

- ①AEDの使用状況について問う。
②AED設置の普及について問う。

2、地方自治体におけるICT（情報通信技術）活用の取り組みについて

- ①ICTの活用状況について問う。
②地域の情報化による地域活性化について問う。

3、子どもの運動能力の低下について

- ①子どもの体力・運動能力の状況について問う。
②子どもの体力向上の取り組みについて問う。

4、定額給付金について

- ①定額給付金の実施までの流れについて問う。
②制度の周知について問う。

5、小規模公園における防災拠点の整備について

- ①防災拠点としての公園の考え方について問う。
②防災拠点としての公園の整備促進について問う。

〔11〕 13番 里川議員

1、介護保険について

①介護度の認定基準の見直しについて、その影響と対策。

2、人事考課制度について

①対象となる職員と評価をする人について。

②職員の資質向上などの実効性について。

3、子育て支援事業に関して

①一次・二次補正予算や新年度予算の中で増額が見込まれるものと、当町の取り組みについて。

4、火災報知器設置について

①その後の動向について。

②今後の取り組みについて。

5、学習指導要領の改訂と新教育課程について

①本年4月から移行措置となり一部先行実施となっているが、その状況について。

1、本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

(午前9時00分 開議)

○議長（中川靖広君） おはようございます。

ただいまの出席議員は15名で、全員出席であります。

これより本会議を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は一般質問であります。あらかじめ定めた順序に従い質問をお受けいたします。

初めに、15番、木田議員の一般質問をお受けいたします。15番、木田議員。

○15番（木田守彦君） おはようございます。

前もちまして議長に提出しております通告書のレジメに従い質問をしたいと思います。

1問目でございます。富雄川河川改修の進捗について問うということでございまして、今現在続けられている河川改修がJR鉄橋を越えるところまで進捗してきておりますが、今までの一般質問において、必ず西安堵井堰の交渉がスムーズにいったいないということで、工事の前進がおくれておるような回答を得ておりますが、大体今の見込みでも、平成21年か22年には西安堵井堰まではほぼ工事が完了する見込みとなった状況から、現在の交渉状況について、県の事業ではあります、やはり斑鳩町に関係し、そしてまた町内での溢水も過去に発生しております、当時は百年に一度と言える異常気象による豪雨による出水との答えを得ておりますが、やはり現在、世界的な異常気象により発生するサイクルも短縮されてきておりますので、富雄川の河川改修なくして安全はなしと思えますので、井堰の交渉に期待をしつつも心配が絶えません。よって、現在の交渉状況について聞かせていただきたいと思っております。

○議長（中川靖広君） 清水都市建設部長。

○都市建設部長（清水建也君） 現在の西安堵井堰の交渉状況についてのご質問でございますが、今、質問者もおっしゃいましたように、富雄川河川改修につきましては、JR関西本線踏切の少し下流から県道天理斑鳩線の安富橋までの間におきまして改修工事が進められているところでございます。現在、JR関西本線踏切下流の右岸側の改修工事につきましては、ほぼ完了をされておまして、引き続き左岸側の改修工事を、平成21年5月末までの予定ということで事業を進められているところでございます。

ご質問の西安堵井堰の交渉状況でございますが、平成18年度から県と関係水利組合とで、河川改修工事に伴います代替施設の設置及び補償や維持管理費等につきまして交渉が行われているところでございますけれども、現在のところ合意には至っていないとい

う状況でございます。県におきましても、今後も引き続きまして関係水利組合との事業推進に向けて交渉をされると聞いております。

町といたしましても、従来から富雄川の早期改修の要望をしてきたところでございますが、今後におきましても、引き続き県に要望してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（中川靖広君） 15番、木田議員。

○15番（木田守彦君） 積極的にそうして交渉はしていただいておりますということなんですけれども、近隣というんですか、竜田川の河川においても、やはり井堰を設置した場合に、故障というんですか、何か発生した場合には、竜田川の場合は風船ダムですから、破れるというんですか、破損の事故の場合には、やはり水利組合とかそういうところで故障して修理をせないかんということで、やはり心配しておられるのではないのかなと思いますけれども、それらについて、一時的な補償金だけでなしに、反対にやっぱりある程度県の方で、そういう事故とかが発生した場合には、県の方で責任を持ってもらえるような状況にならへんのかなというふうに思いますけれども、その点について県はどういうふうに考えておられるのか。もうそれは、一時的なお金で解決しようと思っておられるのか、その点について、わかったら教えていただきたいと思います。

○議長（中川靖広君） 小城町長。

○町長（小城利重君） 今、木田議員がおっしゃるように、こういう関係等については、斑鳩町では、竜田川河川の関係で三室井堰、峨瀬井堰がございます。その時は、やっぱり補償金ということで色々もらっていたいただいて、そんな時分は、まあ言うたら、ある程度金利もよかったもんですから果実もあったわけですけども、やはり20年ぐらいたってまいりますと、もう底がついて、毎年積み立てた金を流用していくと、取り崩すという事態になっておりますし、毎年県にご要望、地元の関係から浦野議員も、あるいはそういう形でご要望を県の郡山土木にしますけれども、県としては、これは河川課でやるのかどうかということでおっしゃって、最終的にはなかなかいかない。

県の動向を見ますと、大体県がそういうものをしていきますと、将来的に必ずやってくれるか。iセンターもそのとおりです。iセンターも、機械設置はいいものをしますけれども、わるなりますと、それだけの費用がとても伴わない。そしてまた、我々は要望をしますけれども、なかなかしない。現実的に、今、調整中ということで、機械がとまっているということで、この富雄川の関係等についても、仮にそういう形になってきても、

将来の保証は私はなかなか出来得ないのではないのかな。

木田議員がおっしゃるように、やっぱりそういう、県が必ずしも予算的に、財政的にということになりますけども、先だって私も知事に申し上げたんは、やはりこういう井堰の関係でも、国が8割、県が1割と、地元が1割というのに、もう県が既に6.67と、1割をカットしていると。そういう現状もございますから、やはりそういう点については、県はなかなかしてくれない。そこらがやっぱり一番のネックであると思います。

今、三室井堰も峨瀬井堰も、結局、やっぱり風船の関係の、必ずいずれは全面改修をしなければいけない。それだけの金が、1億ぐらいの金が、果たして県がやってくれるのかといいますと、なかなかそう簡単にはいかないと思いますし、地元が、あるいはまた町がそういうふうになって、やっぱり我々も生活を営んでいる方々のことを考えますと地元ということになりますし、また町がということで、出来るだけ町がやらなきゃならないというような感じになってくるのではないかなという心配をするわけですので、木田議員のおっしゃるように、なかなか県というのは、そこではっきりと明確にそういうことを言っていたらければ、恐らくこの井堰の問題も解決していくのではないかなと。それがなかなか出来得ないもんですから、担当の交渉する方が、必ず責任持って私やりますということを言明してくれたらいいわけですけど、文書でも書いていただければいいですけど、なかなかそれが出来得ないというのが現状だと思います。

○議長（中川靖広君） 15番、木田議員。

○15番（木田守彦君） 今、町長のおっしゃったことは、やっぱり正解やと思います。

やはり現在の経済状況から見ても、これから何年か先の経済状況を見通しても、景気が好転するとかいうような状況にはないと思いますので、やはり町とか、あるいは関係する水利組合とかでは、なかなかそういうことは、修理とかは出来ませんので、やはり県、あるいは国に対して、そういう安心して使っていただけるような施設をつくっていただけるようお願い申し上げてほしいと、私はそういうふうに要望しておきますし、そして一日も早い交渉が進展することを望んでおりますので、どうかよろしく願いいたします。

次に、②番目の斑鳩町内にあります阿波興留協同井堰や茶の前井堰、さらに上流の籠池取込井堰と軒井堰についてはどうなのかということで、町内に、西安堵井堰より上流部分に4カ所の井堰がございますねけども、まだ西安堵井堰も交渉段階ということで、

斑鳩町内には入ってきておらないようには思いますねけども、やはりこれから交渉が順調に進んで、2年ぐらいかかるのか3年ぐらいかかるのかわかりませんが、そうなれば、斑鳩町内においても、工事をスムーズに進めようとした場合には、やはりそれらの町内の井堰関係についても交渉をしていかなければならないと思いますねけども、今までにやはり溢水したというようなことも考えるならば、やはり斑鳩町民の生命、財産を守るためにも、一日も早く実施されるように、斑鳩町も奈良県に対して要請をしていただきたいなと思いますねけども、この町内あと4カ所については、まだ現在のところ全く交渉はなされておらないのかどうかについてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（中川靖広君） 清水都市建設部長。

○都市建設部長（清水建也君） 町内の井堰についてのご質問でございますけども、先ほども申し上げましたように、下流の西安堵井堰の関係水利組合との交渉がまだ合意には至っていない状況である中で、今後、引き続きその西安堵井堰の関係水利組合と交渉され、合意が得られましたら、その後、上流部にあります町内の井堰について、護岸工事や河床の掘り下げ等の影響により、代替施設の設置及び補償や維持管理費等々につきまして、町内の関係土地改良区及び水利組合と交渉を行える予定であるというふうに聞いております。

○議長（中川靖広君） 15番、木田議員。

○15番（木田守彦君） 続きまして、③番目の、ここ数年間毎年順調に浚渫工事が行われておりますねけども、本年においても、先月に、うちから上ったところの橋の上流のそこなんですけども、そこの浚渫工事が完了しておりますねけども、それは被害、被害というんですか、水害あるいは溢水の根本的な解消にはならないと思いますねけども、河川改修が済むまでは順調に毎年行っていただけるようお願いしてもらいたいなと思いますねけども、やはり今後も、上流域で今現在行われておるような造成工事というようなものはないと思いますねけども、これから先に、④番目にも書いておるような県あるいは市による工事も計画されておりますので、その河川改修は、土木事務所の年次計画としては、やはり10年単位で計画されると思いますねけども、それについて、わかっておることがあればお聞かせ願いたいと思います。

○議長（中川靖広君） 清水都市建設部長。

○都市建設部長（清水建也君） 河川改修の年次計画についてでございますが、先ほども申し上げましたように、現在、JR関西本線踏切の少し下流から県道天理斑鳩線の安富

橋までの間におきまして、改修工事が進められているところでございます。

今後、JR関西本線踏切の上流の整備をされることとなっておりますが、西安堵井堰の関係水利組合との交渉等もございまして、まだ若干の時間を要するというふうに思われます。

町といたしましても、先ほども申し上げましたように、富雄川の早期改修に向けまして県に強く要望してまいりますと共に、状況を見る中で、浚渫につきましても順次行っていただくようお願いをしております。

○議長（中川靖広君） 15番、木田議員。

○15番（木田守彦君） 浚渫をされるということで、溢水なんかはある程度防げると思いますが、それは根本的な解決にはならないと思いますので、やっぱりこの河川改修を早急に行ってもらえるように、県の方に強く働きかけていただきたいと思います。

続きまして、④番目の、上流の北田原地区、そこで関西文化学術研究都市高山第一工区として43ヘクタールの造成、造成というんですか、開発計画がありますので、溢水は雨量だけが原因でなく、やはりこの河床に堆積した土砂によって河床が盛り上がり、そこに百年に一度とかいうような豪雨によって溢水するようなことも考えられますので、やはり浚渫を、河川改修がなかなか出来ない場合は必ずやっていただきたいと思います。

そして、前からも言うておるように、高安地域の籠池取入井堰、そこに設置されております固定された差し板、約60センチの高さですね、それが全く今までからも改善、改良をなされておらないということで、これについて、今後、どういうふうにしてほしいか、どう思われるのか。

この点について、やはりそれが、私は出水時期に合わせて、農業用水ですので、必要やと思いますねけども、そういう出水の時に何とかそれを調整出来るような方法ないかなというふうに前からも思うて質問させていただいておりますねけども、それについては、全く今のところ何も解決方法というんですか、改良もなされておらない状況ですので、それについて、県はもう水利組合に任せっぱなしになっておるのか、その点はどうなっておるのか、一遍聞かせていただきたいと思います。

○議長（中川靖広君） 清水都市建設部長。

○都市建設部長（清水建也君） 籠池取入井堰の差し板の件でございますけども、基本的には、この取水口の管理等々につきましては、地元の水利組合の方で行っていただいているというのが状況でございますけども、今後、先ほども申しました安堵西井堰の交渉

が終わった後上流に進んでいかれる中で、その中で、各土地改良区及び水利組合との交渉の中で、そういった用水の取入口等々の管理状況等々につきましても、話し合いがなされるということになるというふうに考えております。

○議長（中川靖広君） 15番、木田議員。

○15番（木田守彦君） それを設置された当時は、耕作面積、それもかなり多かったと思いますねけども、今現在、かなり減ってきておるような状況で、それでそれだけの用水、それが必要なのかなど。その上流にもまだ、郡山地域のところにも、やっぱりそういう井堰が、高安地域の井堰があるということで、何とか高さを削ってもらわれへんのかなという、そういう考えで申し上げておるのでありまして、王寺が洪水、浸水した時には、やはり三郷のこの井堰、それによって大きな被害が出たということで、それと斑鳩で溢水した時も、やはりそれがあるがために、大体堤防の上、20センチぐらい上を溢水したということがありますから、やっぱりそれを何とか下げてもらえるようなことにはならないのかなと思いますねけど、やはり水利権というものも関係してくるので、なかなか難しいとは思いますが、何とかそれに対して努力をお願いしたいと思います。

続きまして、⑤番目の、支流となります秋葉川の浚渫ということで、これは3月3日より3月31日までの予定で行われるということを知りましたので、私、今、自治会長をさせていただいておりますので、幸前地域に回覧板でもって通知をさせていただきました。

やはり、幸前地域にしては、秋葉川というのは、民家からしたら天井川に等しいような川でございまして、その川底を下げるには、やはり堤防の補強も必要ではないのかなと思いますので、この川自体が、富雄川に放流するということになれば、富雄川が出水しておる時には、やはり水流に負けて、なかなか流れが、富雄川の方に水が流れていかないような状況で、今年かて、ほん最近、そういう水がなかなか流れ出ないような状況で、大洋ナットの西側の川のところなんかやったら、あと何メートル、1メートルぐらいのどこまで来ておった。あのぐらいの程度の雨で1メートルぐらいのどこまで来ておったということで、やはりそれを考えたら、下の出口でそれをとめられた場合には、上の方の、国道から上の方になってくると思いますねけど、そこらで溢水もするんではないのかなという心配もございまして、やはり堤防の補強ということになれば、今現在の堤防では補強というのは難しいとは思いますが、それらについて、河川改修

は現在三井のどこまで終わっておるといような状況で、その堤防の補強ということについては、県は全く考えておるのかおられへんのか、その点についてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（中川靖広君） 清水都市建設部長。

○都市建設部長（清水建也君） まず、秋葉川の浚渫につきましては、質問者おっしゃっておられるように、3月26日までに、国道25号から秋葉神社付近までの延長約400メートルの部分を実施をされるというふうに聞いております。

また、秋葉川の河川改修につきましては、質問者も今おっしゃられましたけども、既に16年度で完了されると聞いておりまして、今後は県河川のパトロールを実施される中で、状況をその都度確認をされまして、影響があると思われる箇所につきましては、必要に応じまして堤防の補修及び浚渫等々を実施されていくというふうに聞いております。

○議長（中川靖広君） 15番、木田議員。

○15番（木田守彦君） 県の方でそうしてパトロールしていただいておりますということであれば、安心出来ると思いますねけども、とにかく目をそらさないというんですか、離さないで、やっぱりパトロールもしょっちゅうしていただいで、やはり雨の前後とか、そういう時には必ずそうしてやっていただくようお願いしたいなと思います。

続きまして、2番目の都市計画道路法隆寺線についてということでございます。

まず①番目の、法隆寺線の中で残っておる交渉途中というんですか、その物件について、西村工機を残すのみとなりましたが、今の工事のやり方と、西村工機の交渉との整合性、それについて、ああいうやり方で心証を害しはしないのかなという心配が先立ちますが、余計なお世話であり、交渉は順調に進んでおるので、いつごろ交渉が成立するのかについてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（中川靖広君） 清水都市建設部長。

○都市建設部長（清水建也君） 今日まで、質問者おっしゃる土地所有者の方と用地交渉を重ねてまいったところでございますけども、法隆寺線の計画では、当該店舗付きマンションの駐車場の大部分が事業用地に入っているという状況でございます。町といたしましても、その駐車スペースの確保も含めましてあらゆる可能な条件提示を行い交渉に努めております。ところが、現在のところ、まだご理解をいただけていないという状況でございます。

しかしながら、土地所有者の方とは、現在も交渉には応じていただいているところでごさいます、出来るだけ早くご理解をいただけるよう努力してまいりたいというふうに考えております。

ちなみに、現在実施しておりますご指摘の工事につきましては、その土地所有者の方にもお知らせをした上で着手をしているところでごさいます。

○議長（中川靖広君） 15番、木田議員。

○15番（木田守彦君） 現在、所有者には交渉されておるといことなんですねけども、あのような形で、何か私にしたら嫌がらせでされているのかなというふうに、それは考え過ぎかどうかわかりませんねけど、そういうふう感じんねけども、それは大丈夫なんでしょうかね。

○議長（中川靖広君） 清水都市建設部長。

○都市建設部長（清水建也君） 先ほども申し上げましたように、あらかじめ着手前に土地所有者の方にお知らせをいたしました。ご了解を得ているところでごさいます。

○議長（中川靖広君） 15番、木田議員。

○15番（木田守彦君） その土地所有者というたら、西村工機さんの方ですか。工事されたところは、何か柄木さんとかいうふうに聞いておりますねけど、両方共に了解を得ておられるということで理解してよろしいんですかね。

○議長（中川靖広君） 清水都市建設部長。

○都市建設部長（清水建也君） 柄木さんというのは、今、工事をしているところの旧の土地所有者の方でごさいます。当然、そういう形でご理解をいただいております。

○議長（中川靖広君） 15番、木田議員。

○15番（木田守彦君） そういうことは、両方とも、西村工機さんもそのなにも、両方了解を得ておるといことによろしいですね。

続きまして、②番目の、交渉がまとまった場合のアンテナの移設について町の考え方を問うということで、以前にもアンテナについて質問させていただいたことがありますねけども、移設について、町の考え方というんですか、用地の交渉と並行して、やはりこのアンテナ、携帯電話のアンテナですかね、それを進められなければならないと思えますねけども、やはり電波の性質上どこでもよいというふうには思われませんので、町はどの段階まで責任を持って交渉に当たられるのかについて、それと補償というんですか、その面についてもお聞かせ願いたいと思います。

○議長（中川靖広君） 清水都市建設部長。

○都市建設部長（清水建也君） 事業地にございますアンテナなどの工作物でございますけども、この工作物に対しましての補償につきましては、その補償基準がございまして、その補償基準に基づきましてその工作物、アンテナでございますけども、所有者、例えばKDDIでありますとかウィルコムという会社が持っておるんですけども、その所有者に対しまして金銭補償を行います。その後、移転先の選定も含みまして所有者の方で行っていただくという形になります。

なお、こうした工作物につきましては、電波事業法でありますとか、建築基準法も絡んでくるんでございますけども、それぞれの法律の規制のもとで行われるものというふうに考えております。

○議長（中川靖広君） 15番、木田議員。

○15番（木田守彦君） 私、それ心配するのは、やっぱり白石畑でも現実にあったということですね。電磁波の被害というんですか、それをおっしゃって、あれは、今現在三井の溜池のところに移設されたということを知っておりますねけども、やはりどこでもええというようなことには、なかなかならないと思います。だから、今現在ああして2本アンテナが立っておりますねけども、それによる被害とかそういうことは何もおっしゃっておらないとは思いますが、やはりそういう何か人間にはわからないというんですかね、そういう敏感な人にはわかるのかどうか知りませんが、やはり頭が痛くなったりとかいうようなそういう被害を、白石畑の場合はおっしゃっておられた方がおられるということで、それが金銭的な移転費用だけで済めばそれは結構なんですけども、とにかくそこも含めて積極的に交渉していただいて、やはり立派な道路が南の方から順次その出入り口まで来ておるということを踏まえて交渉に臨んでいただきたいと思っております。

次に、③番目なんですけども、去年の9月1日にオープンいたしました生き生きプラザ斑鳩へのアクセス道路としてやはり最適最短なコースであると考えられますし、検診車等の出入りにも非常に使いやすい道路として、斑鳩町における南の耕作地帯への道路として、そしてまたいかるがパークウェイへの道路としても活用出来ることの利便性も考えて、今現在1カ所の交渉中ということで、竣工がいつぐらいに出来るのかということについては、今のところわからないとは思いますが、やはりそれが出来なければ、せっかくの竣工しておる部分についても、やはり宝の持ち腐れになると思っておりますの

で、出来ればいつごろとかいうふうな目標を立てていただいて交渉に臨んでいただきたいなと思いますねけど、もしか交渉が出来た場合には、その残りの部分については、1年以内に工事が完了するという事で理解してよろしいんですかね。

○議長（中川靖広君） 清水都市建設部長。

○都市建設部長（清水建也君） 法隆寺線のうち、現在事業化をしております国道25号から小吉田2丁目の服部区画整理区域まで約680メートルございますが、その区間につきましては、平成22年度の事業完了を目標に取り組んでいるところでございまして、先ほどのご質問にもございますように、1件の用地買収につきましては早期に行いまして、事業区間の早期完成に努力をしまいたいというふうに考えております。

○議長（中川靖広君） 15番、木田議員。

○15番（木田守彦君） 今、平成22年度に完了するように努力していただけるということなんで、それに期待したいと思います。

続きまして、3番目の線引き変更についてということでございます。

平成20年11月17日に委員会に提出されました幸前地区における市街化区域編入案の地元に係る説明会の有無や、いつごろになれば実施されるのかについて、そのスケジュール等を聞かせていただきたいと思っております。

これについては、地元企業の強い要望もあって今回このような形で出てきたのかなとも思われますが、町の主導によるものか県の主導によるものかどちらなのかなということについても、お聞かせ願いたいと思っております。

○議長（中川靖広君） 清水都市建設部長。

○都市建設部長（清水建也君） 今回の線引き変更につきましては、昨年8月に奈良県から、平成22年度末の都市計画決定を目標といたしまして手続を進めていくことが発表されたところでございます。

このことを受けまして、町といたしましては、先ほどもおっしゃいましたように、建設水道常任委員会並びに町の都市計画審議会にご報告をさせていただきまして、ご意見を賜りながら、新家、龍田南、幸前の3地区につきまして新たに市街化区域への編入を図るという町の素案を、昨年11月末に県に提出いたしまして、この素案に関しまして、現在、県と関係市町村の間で協議を行われているところでございます。

今後の全体的なスケジュールといたしましては、この協議が完了次第、県の素案といたしまして取りまとめがなされることとなります。この県の素案につきまして、平成2

1年度の1年間をかけて、県と国の関係機関との間で協議がなされまして、県の都市計画原案の作成がなされるということになります。

この県の都市計画原案に対しまして、平成22年度に、公聴会の開催や都市計画案の公告、縦覧といった手続を通じまして住民の皆様方のご意見をお伺いをさせていただいた後、県の都市計画審議会での審議、そして国土交通大臣の同意を得まして、最終的には平成22年度末となります平成23年3月までに都市計画決定を行うというスケジュールで進められているところでございます。

先ほどおっしゃいました、今回、そもそも幸前地区の市街化編入についての理由でございますけれども、おっしゃいましたように、土地所有者の方々の強い要望もある中で案として作成をしたところでございまして、今後、幸前地区の周辺住民の方々への説明会も必要となってくるわけでございますけれども、その時期につきましては、現在行っております県との協議がまとまりまして、市街化区域への編入の実現性につきまして一定明らかになった時点で開催をしてみたいというふうに考えておりますので、そのことにつきましてもしよろしくご理解を賜りたいと思います。

○議長（中川靖広君） 15番、木田議員。

○15番（木田守彦君） 続きまして、②番の幸前地区における3ヘクタールの準工地域への編入による利便性、その地域の価値観や現況とどのぐらいの差異が生じるかについては、私としては1点だけ心配することがございます。調整区域として守られてきた環境について、規制、特に建築物については大幅に緩くなり、建ぺい率60%、容積率200%、高度制限20メートルとなるので、やはり大きく変化が起り得ると思われま

す。その中で、準工地域の中で、危険性あるいは環境悪化の大きな工場以外は規制外というふうになりますので、やはり地産地消作物の産地として環境の破壊が発生するおそれがある心配もございまして、それと町の取水井戸もその近くに持っておられることもありまして、やはり見捨てられない地域であることを肝に銘じて、町としても線引きに対して慎重に考えていただきたいと思いますが、最終的な決定権はどこになるというんですか、そういうふうになるのですかな。

○議長（中川靖広君） 清水都市建設部長。

○都市建設部長（清水建也君） 市街化区域に編入されることによる影響等々のご質問でございますけれども、今後、どのような土地利用が可能になるかということになると思

ます。

現状の市街化調整区域におきましては、新たに建てる事が出来る建物の種類が、非常に限定をされているところがございます。今回、市街化区域に編入され、用途地域を準工業地域に指定されるということになりますと、工場や事務所など比較的幅広い種類の建物を建てる事が出来るようになりますと、現状が現在まだ更地となっている土地につきましても、新たに建築を行う事が手続的にもよくなります。

ご心配のように、色んな建物が建ってくるといったことに対する規制等々についてでございますけれども、工場や店舗などを建築する際におきましては、工事に先立ちまして、町の開発指導要綱に基づく事前協議の手続が必要となっております。町といたしましては、こうした手続を通じまして、開発事業者に対しまして、計画内容につきましても、地元自治会をはじめとする関係住民の方々に十分説明を行いましても、合意形成に努めるよう指導を行ってまいりたいというふうに考えております。

先ほどのご質問のように、市街化区域に編入されるかどうかの最終的な決定権を持っておりますのは、大和都市計画区域及び吉野3町都市計画区域で現在進められております線引きの見直しの最終決定も含めまして、すべて県の決定という形になってございます。

○議長（中川靖広君） 15番、木田議員。

○15番（木田守彦君） 最終決定権は県にあるということなんですけれども、その説明会を開催された時には、そういうことの心配も含めて質問なり何か出てくると思いますが、その説明会の時には、町だけやなしに県からもそういう専門家というんですか、説明をしに来られるのかについてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（中川靖広君） 清水都市建設部長。

○都市建設部長（清水建也君） 該当区域周辺の説明につきましては、基本的には町の方でまいりたいというふうに考えております。

○議長（中川靖広君） 15番、木田議員。

○15番（木田守彦君） それで、ちょっと心配というんですか、それを決定するのは県にあって、それで町に任せっきりというのもちょっとおかしいと思いますけれども、町の方でそれを話し合われて、それから県に上げて、そこで決定されるのかなというふうには思いますけれども、そういう心配の起こらないように進めていただきたいなということをお願い申し上げておきます。

続きまして、4番目の2月20日のジャスコ閉店によりますごみの減量について問うということでございます。

2月20日に閉店となりました町内における大型店舗のジャスコが、町の焼却場に持ち込んでおりました事業所ごみの日量、それはどのぐらいなのか。月間、年間を通じてどのぐらいの量が持ち込まれたのかについてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（中川靖広君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） ジャスコ斑鳩店が当町の衛生処理場に搬入をされておりました事業系一般廃棄物の量についてのご質問でございます。

平成19年度におきましては、年間の搬入量が157.06トン、そして月平均にいたしますと、1カ月約13.09トン、1日当たりの平均で申しますと、636キログラムが搬入されております。

また、平成20年度におきましては、2月20日の閉店後も事務所等の整理のための搬入がございまして、2月末の搬入量で158.16トン、月平均で1カ月約14.38トン、1日当たりの平均で703キログラムが搬入されているところでございます。

○議長（中川靖広君） 15番、木田議員。

○15番（木田守彦君） このなにを聞いておっても、やはりかなりな量が持ち込まれておったということでございます。やはり、量が、斑鳩町に与えておった、焼却施設の中の機械に与えておったそれが、今のところまだ片づけというんですか、それなので、今のところまだ持ち込まれておるといことなんですねけども、その後どんな業者が来るかはわかりませんねけども、それによって、今現在、そういう今までとえろう変わらんような状況なんですけども、来る事業所によっては、かなりの減量になるような企業が来た場合は、町としても全面的にごみの減量を打ち出しておる以上は、それをもっともっとやっぱり進めていただきたいなというふうに思います。

②番目に入りますねけども、現在の経済不況による消費減退によるごみの総量が減少しておるような時に、やはり最大限に町民の方とか事業所に対してごみの減量を徹底していただきたいなというふうに思います。やはり、ごみの処理というのは、これからも必ずやっていかなければいけないような状況でございまして、それをおろそかにすると、すぐにごみの量がふえるような状況でございまして、店舗とかによりまして、買い物袋1枚2円とか5円とかいうて取るようなところもございまして、それもまたごみの減量になるのではないかなというふうに思いますので、一般の商店、それらについて

も、商工会を通じるのか、あるいは町の広報でそういうことを協力を求められるのか、それは検討していただけたらいいと思いますねけども、それらについて、やはり本当に、今、そういうチャンスを逃したら、これからまたちょっとでも景気よくなったら、またごみもふえてくるような状況になると思いますので、やはりそういうことを肝に銘じて、どのようにこれからもっとも、今、それは近隣の町村の中でも斑鳩町は決してごみに関する行政というのはおくれておるとは思いませんねけども、やはりこれからもそうしてどんどんといい案、あるいはいい方法とか、色んなことが町民の中からも考えられるようなことがございましたら、それを積極的に生かしていただきたいと思いますねけども、それらについて町としてはどのように考えていきたいと思っておられるのかについてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（中川靖広君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） 町民、または事業者へのごみ減量に対するPR等がございます。

当町では、平成10年より毎年環境問題学習会を開催してきており、ごみ排出量の推移をお示しし、また各家庭で出来るごみ減量化の方法や、町が行う新たにごみ減量化、資源化施策の紹介などを通じて、ごみ問題への共通認識を深めていただいているところでございます。

この環境問題学習会には、これまで延べ約8,000名の方にご参加をいただいているところであり、その結果、当町におきますごみ排出量につきましては、平成11年度をピークに年々減少をしてきており、平成20年度におきましても、家庭系で、ピーク時より約30%排出量そのものが減少をする見込みでございます。

当町といたしましては、環境問題学習会など直接住民の方と対話することが、共通認識を深める有効な手段であると考えておりまして、平成21年度以降も継続してこの環境問題学習会を開催し、ごみ減量化の必要性等について、住民の皆様にはPRをしてまいりたいと考えているところでございます。

また、環境問題学習会のほか、ごみのゆくえ探検ツアーや生ごみ堆肥化講習会の開催、また広報紙によりましてごみ減量化啓発の連載など、あらゆる機会を通じてごみ減量化についてのPRを行っているところでございまして、今後もこれらの啓発活動を充実させてまいりたいと考えているところでございます。

また、事業系一般廃棄物につきましては、近年の飲食店の進出等から増加傾向にござ

いましたが、事業所への訪問指導を行うことなどで、平成20年度では平成19年度より約8%ほど減少する見込みであります。

今後も、排出事業者に対しまして、直接指導や、またごみ減量化講習会などを開催しながら、排出事業者の意識改革も行ってまいりたいと考えているところでございまして、この機会を逃さないようにPRをより一層進めてまいりたいと、このように考えているところでございます。

○議長（中川靖広君） 15番、木田議員。

○15番（木田彦彦君） 続きまして、③番目の事業所ごみについてということなんですけれども、事業所ごみの排出先、その名前と、そして数量についてお聞かせ願いたいと思います。

というのは、町は許可してないということで、今現在3業者により搬入されておるといことなんですけれども、やはり毎日大量に排出される事業所は、町内では数えるぐらいしかないと思われま。一番最初の中でも教えていただいたジャスコにしても、大きい方でこのぐらいの程度ですので、やっぱり町の姿勢も、事業所が収集を依頼されておるといことに対して、どのように指導をしてこられたかについて、経過等も踏まえて、今後のことも考えて、町の今後の姿勢をお聞かせ願いたいと思います。

今先ほど住民生活部長がおっしゃったように、事業所に対しても色んな指導とかを行っておるといことは聞かせていただいておりますが、やはり一段とごみ減量化について積極的に町としても働きかけていただきたいと思うのでありまして、今後の指導方針、これらについてどのように成果を上げていこうと思うておられるのか。今でも私としてはかなり上がっておるとは思いますけれども、それでもまだ十分とは言えませんので、それをもっともっとやはり改善していただけるように考えていただきたいなと思っておりますけれども、今後、どのようにしようとしておられるのかについて、再度お聞かせ願いたいと思います。

○議長（中川靖広君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） 当町は、ご存じのとおり、排出事業者、いわゆる店舗から直接搬入の申請によりまして搬入の許可を与えておりまして、その搬入許可を与えている店舗数を把握しているところでございます。これにつきましては、その店舗を公表させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

平成19年度におきます搬入許可業者でございますけれども、76搬出事業所がござい

まして、総搬入量は2,000.33トンとなっているところでございます。

排出事業所のお名前は、まずフレンドリー法隆寺店、かどや、松本屋、あきんど斑鳩店、さぬきや斑鳩店、法隆寺カントリークラブ、トヨタカローラ奈良西大和店、麦の花、和食さと法隆寺店、三吉法隆寺店、ハートイン法隆寺店、太平化学産業、サガミ法隆寺店、ダスキン斑鳩支店、メガネの三城、ポパイ斑鳩店、ホンダプリモ奈良自販、ボンズ法隆寺店、オリンピック飯店、これは平成19年度でございます。それから、来来亭斑鳩店、アーカイブカフェ斑鳩店、東洋シール工業、八尾トーヨー住器、山勝総合食品、ジャスコいかるが店、南都銀行法隆寺支店、いかるが乳業、上林商事、東洋スクリーン工業、奈良国道工事事務所、竜田工業、吉川生花店、富の里、卯川家、遠い路近い路、あんしん館三恵、益久染織研究所、御宮知靴下製造、生駒電子、奥田豆腐店、花のアトリエコスモス、奈良医療品工業、シルバー人材センター、聖光堂、乙田畳装飾店、紀ふとん店、松葉工業、日東紙器工業、川童工業、片岡自動車、栗原工務店、山中ニット、スフィード、ホクボ、村中縫工所、竜田タクシー、大和バニー、鯉丸、奥野興業造園土木、松田建設、松楽園、窪田商店、里川帽子、上村製作所、大和川工事事務所、ワールドコンストラクション、いかるが書店、シンコー食産、永輝通商、郡山土木、株式会社石田組、川西、興留郵便局、サンリノシューズ、ジャスコ精米機、マツシタ株式会社、以上76事業所でございます。

また、次に、この排出事業所につきましては、減量化に向けての考え方でございますけれども、すべての事業所を訪問いたしまして、減量化及び搬入方法等について指導をしてきたところでございまして、先ほども答弁で申しましたけれども、特に搬出量が多い食堂につきましては、これまでに2回訪問し指導をしている状況でございます。

また、町外からの越境搬入の防止とごみ減量化への意識を高めるために、通し番号付きの搬出証明シールを事業者配布し、シール張り付けを義務づけているところでございます。

また、搬入登録申請は毎年の申請となっているところから、申請時に排出事業者に対しまして、ごみ減量化や資源化についての手引書を配布しながら指導も行っているところでございまして、このような取り組みの結果、上昇傾向にありました事業一般廃棄物の搬入量は、先ほども申しましたように、平成20年度末では、前年度と比較いたしまして約8%減少する見込みで、徐々にではございますが、その成果があらわれてきているものと考えております。

また、今後、事業系一般廃棄物の処理手数料の見直しも検討しており、搬入量に応じた適正な処理手数料を設定する中で、その中で徐々に持ち込み業者の搬入に制限が加わるような対策も講じてまいりたいと、このように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（中川靖広君） 15番、木田議員。

○15番（木田守彦君） 今、部長おっしゃったように、私も以前からこのごみの問題については、何回も何回もしつこう質問をさせていただいておりますねけども、事業をこれからもずっと続けていかなければならないという以上は、やはり町としても積極的にやっていただきたいなということをお願い申し上げたいと思います。

続きまして、④番目の焼却場の延命と直接関係あるのではないかなということ、焼却場の実情を考えたら、一段とやはり減量が望まれるところでございます。町が目指しております減量については、やはり根底に、先ほども申しましたように、焼却場の延命が主目的と理解しております。現在、故障して休止中の焼却炉であります、約27年間も使用していると聞いておりますねけども、故障した部品の交換を続けていても、今後何十年も稼働させることは不可能で、部分的な補修によって他の部分に負荷が増大して完全にストップすることも考えて、徹底した減量をして、やはり最終処分場の延命と共に施設を守っていかなければならないと思っておりますが、いかがなんでしょうか、それについてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（中川靖広君） 小城町長。

○町長（小城利重君） 今、木田議員のおっしゃるように、この幸前、高安、高安西、睦の焼却場の関係でございますけども、恐らく30年目というのは、平成24年がちょうどピークでございますから、また地元と撤去を含んでの再交渉ということでございます。

それとあわせて、以前から出ておりますように、2015年には100トン炉を設置をせよということで、区域的に、郡山あるいは生駒、生駒郡がこのエリアです。しかし、全くその話し合い等はされておらないのが現状で、先だっても行財政改革の知事との懇談会で、明日香の村長さんから、2015年、恐らく大和川水質汚濁防止の補助金もなくなりますから、2015年の目途で県はどう対応されるのか。区域だけは割ったけれども、そういうことの問題について、100トン炉をしなかったら厚生労働省は補助金を出さないということを申されておりますから、そういうことを考えますと、非常にやっぱり、こういう時期を考えて、減量のこともございまして、もう30年近くになって

まいますと、故障等がございます。そういうことを考えてやっていく中で、やはり将来的にどうあるべきか。

今、平成10年当時から言われた生ごみの問題は、私は一番大きな問題であると。そのためには、平成10年前後から東小学校に学校給食の生ごみ堆肥機を設置した。あるいはまた、今、斑鳩小学校、あるいは西小学校、あるいは斑鳩中学校、南中学校等に堆肥機を置いている。しかし、これも現状を考えますと、10年ぐらいたちますと、もう故障がしますし、堆肥そのものについても、なかなかしにくい。

だから、今、考えておりますのは、三重県のところへ、剪定をされている枝葉を生ごみと堆肥にするということで、生ごみを21年度からはそういうような対応でもしていこうということで、出来るだけ生ごみを減量していくということにも取り組んでまいりたいということで、やっぱり一番問題は、燃えるごみはそんなにないんです。結局、言うたら、生ごみが一番処理多いですから、この生ごみがこれからの大きな課題であろうと思いますし、そういうことも踏まえて30年がたつ平成24年、それまでに私は何らかのやっぱり一つの方向づけをしていかなきゃいけない。今、担当の環境対策課の方で、そういう点については、色々と先進地を見ながら、色んな手だて等、今、国が進めておりますような色んな施策等を十分考えながら取り組んでいくと。

私は、やっぱり30年あたりが、あるいはもう一度再交渉させていただいたところで、結局機械修理とか、これ毎年やっぱり1億近く、5～6,000万というんか、その辺ぐらいの修理はかかっておりますから、これ、仮に10年したらやっぱり5億ほどになりますから、そういうことも考えますと、ごみの問題は、焼却出来る部分と生ごみの関係等について整理さえ出来れば、私は恐らく三重県であろうが堺であろうが、そういう焼却している施設がどこか民間であると思いますから、そういうとこに委託をしていくことも考えていかざるを得ないなということも踏まえて、検討してまいりたいと思っております。

○議長（中川靖広君） 15番、木田議員。

○15番（木田守彦君） 今後、町としても努力をしていただきたいと思います。

これをもちまして私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（中川靖広君） 以上で、15番、木田議員の一般質問は終わりました。

続いて、6番、紀議員の一般質問をお受けいたします。6番、紀議員。

○6番（紀 良治君） それでは、通告書に基づきまして私の質問をさせていただきたい

と思います。

まず最初、1番目の問題ですが、斑鳩町における農業振興政策についてということで、私も農業委員になり約8年になります。この間、農業委員活動を経験し、斑鳩町においても遊休農地の増加、農業の担い手が少ないなど、多くの問題が蓄積している状況を改めて感じているところであります。

このような状況の中、農業委員会として、遊休農地解消に向け、解消計画を現在検討していると共に、実証展示圃で、菜の花、そば、黒米、ジャガイモの栽培を行い、農業委員自身が経験を積み、遊休農地解消に向けた活動を行うべく努力しているところであります。

そこで、町行政として、町内の農業の現状をどのように把握され、今後の農業振興策をどのように考えておられるかをお聞かせください。

○議長（中川靖広君） 清水都市建設部長。

○都市建設部長（清水建也君） ご指摘のとおり、農業を取り巻く環境は非常に厳しい状況でございます。これは、ひとえに斑鳩町だけの問題ではございませんで、全国的な問題でもございます。このような中、斑鳩町農業委員会におかれましては、遊休農地の解消対策、担い手対策など、とりわけ農政に非常に力を注いでいただいていることにつき、町といたしましても力強く感じているところでございます。

さて、斑鳩町が進めてまいります農業振興策といたしましては、都市近郊型農業として、農業を振興していくことを目指しております。

現在、斑鳩町では、旧農協富郷支所の倉庫及び稲葉車瀬地域の直売所、また個々の農家での直販も実施していただきまして、ブランド化にも成功をされているところでございます。これらは、消費者が身近に存在し、地場の安全な農産物を求められていることから成り立つものであり、これらを発展させると共に、長く続けていくために、消費者の信頼を得ていかなければなりません。

このため、大規模な産地形成を育成するのではなく、地域特性を考えた適地適作による多種多様な品種を栽培し販売すること、また販路を拡大していくこと、これに対する施策を講じ推進していくことが、一つの斑鳩町における振興策と考えておりまして、斑鳩町の農業が目指す方向になってきているものと考えているところでございます。

斑鳩町総合計画にございますように、基本方針として、生産基盤の整備、農業経営の改善、まちづくりと農業の共存という3本の柱に基づきまして、斑鳩町の農業が目指す

方向に向けて、独自性を持った推進策を講じていかなければならないというふうを考えております。

○議長（中川靖広君） 6番、紀議員。

○6番（紀 良治君） 部長がおっしゃるとおり、斑鳩町という土地的な状況もありまして、消費者が身近におられ、地産地消を推進し、安全安心な農作物を提供出来るよう、今後も生産者の協力をいただき、また生産基盤の整備を進めることが必要だと思います。

それでは、次の質問ですが、現在、斑鳩町が進めようとしている農業施策として、農業従事者の高齢化に伴う担い手政策についてどのように考えておられるのか、お聞かせください。

○議長（中川靖広君） 清水都市建設部長。

○都市建設部長（清水建也君） 担い手対策といたしまして、第1に、認定農業者の育成についてでございます。認定農業者とは、議員もご存じのところでございますけども、農業の担い手不足が深刻化するなど、農業を職業として選択し得る魅力とやり甲斐のあるものとし、意欲と能力のあるプロの農業経営者を育成確保していくことが、農政の重要な課題となってきております。

認定農業者は、こうした施策課題を解決するため中核的施策として位置付けられているもので、市町村が地域の農業者の意欲や能力を尊重して認定するものであります。具体的には、効率的で安定した魅力のある農業経営を目指す農業者がみずから作成する農業経営改善計画につきまして、市町村が基本構想に照らした上で認定する制度でございます。

現在、斑鳩町では、16人の認定農業者がおられる中、具体的な担い手対策としては、今年度におきましては、認定農業者と農業委員会との懇親会を開催し、県職員に講師に来ていただきまして、国の農業施策についての勉強会や、斑鳩町の農業についての問題点や目指すべき方向などについて話し合いをしていただきました。来年度につきましては、認定農業者の方々を中心として、効率的、安定的な農業経営を目指しまして、先進地の視察を含めた研修会、勉強会などを計画しております。

第2といたしましては、共同営農組織の育成についてでございます。

現在、斑鳩町では、東里営農組合と稲葉車瀬営農組合の2つの組合がございます。東里営農組合におきましては、稲作の受委託を組織化し集落営農に取り組んでおられます。また、稲葉車瀬営農組合においては、農家組合内に水稻・ナシ直売部会を設置、また共

同作業をはじめオペレーター組織の育成などを行い、兼業農家や高齢者にも対応した集落営農に取り組んでおられるところでございます。

こういった営農組織を地域の担い手としてふやしていくため、各地域の農業の推進役である農家組合長に対しまして、県主催の営農組織設立塾や農協主催の研修会などへの参加も呼びかけているところでございます。

第3といたしましては、多様な担い手の育成についてでございます。

平成17年の農業経営基盤強化法改正によりまして、市町村の基本構想の中に、特定法人貸付事業が新たに規定をされたところでございます。この特定法人貸付事業とは、遊休農地等が相当程度存在する区域におきまして、市町村等が農業生産法人以外の法人に農地を貸し付ける事業でございます。市町村と参入法人がきちんと農業をやる旨の協定を締結することで、農地のリース方式に限定して認められます。こういった農外からの新規参入につきましても、検討課題は多くあるわけですが、担い手対策として考えられるところでございます。

また、新規就農者の確保についてでございます。これは、今まで勤めておられた方が退職し、新たに農業を行うためには、農地法の下限の面積が大変高いハードルとなっております。こういったことから、農地法の下限面積を緩和する措置によりまして、非農家の方でも本当に農業をやる気のある方でございましたら、容易に就農が出来ることとなります。しかし、これにつきましては、今後、農業委員会で、遊休農地解消策の一つとして、十分な検討が必要である、課題であるというふうに考えております。

○議長（中川靖広君） 6番、紀議員。

○6番（紀 良治君） 認定農業者、共同営農組織の育成とか推進を進めてもらうことはいいことだと思います。兼業農家の団塊の世代の方が退職され、帰農者として農業をされる方もおられ、遊休農地の解消に協力いただけるものかとは思いますが、5年後、10年後を考えると、若い世代が魅力を感じるような農業施策といったものが必要かとも思います。

それでは、次の質問ですが、斑鳩町の農業の発展には、今後、観光、商工の連携が必要だと思いますが、どのように考えておられるのか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（中川靖広君） 清水都市建設部長。

○都市建設部長（清水建也君） 斑鳩町の観光面から見ますと、のどかな田園風景の中に各社寺仏閣があるという斑鳩の里の風景が、観光客にとっては魅力的であり、観光資源

としては大きなものがあるというふうに考えております。

この観光資源である景観を守っていくには、やはりその根幹となつてきます農地を荒らさずに耕作をしていくといった必要がございます。また、農業面から見ますと、観光客は農産物を買っていただける消費者でもございまして、農業施策と観光施策が合わさることで、斑鳩町の農業の発展に多大な利益を生むことが考えられます。

また、現在、農業委員会で活動をしていただいております遊休農地解消に向けまして、実証展示圃での菜の花、そば、黒米などの栽培を行っていただいているところでございますが、これらの食材を生かして、地元商工業者と連携した地域の特産品、ブランド化に向けて調査研究をしているところでございます。

○議長（中川靖広君） 6番、紀議員。

○6番（紀 良治君） 部長の言われるとおり、斑鳩町の田園風景の中にある寺社の景色は、ほんと、心が和むものがあるかと思えます。今後、斑鳩の里観光のパンフレットや案内を出されるとは思うんですけども、その時に、出来れば、斑鳩町に地元の安全で安心な農作物を直売する販売所が存在しているというような案内を加えてPRしていただいたらいいかと思えます。また、ご検討をお願いいたします。

それでは、次の質問ですが、最近、斑鳩町の商店街を見ると、活力がなくなっているように思われますが、振興策をお考えになっておられるかをお聞かせください。

○議長（中川靖広君） 清水都市建設部長。

○都市建設部長（清水建也君） 斑鳩町の商業の現状といたしましては、おっしゃいますように、地域の生活を支えてきた商店街が衰退しまして、現商店街の後継者となるものがいなくなってきた状況となっております。また、スーパーなどの大型店やコンビニなどのロードサイドの店の立地と、消費者が近隣市町村へ流出している現状が衰退に拍車をかけているのではないかと考えているところでございます。

ご質問の商業の活性化を図るためには、単に購買力を高めるだけではなく、住む人、訪れている人が、集まって楽しめる、快適に過ごせることが重要となります。また、地域商業の活性化には、地元住民が地域商業に関心を示すこと、商業者が意欲的に取り組むことが重要であると考えているところでございます。

今までの商業の活性化に対するハード面における取り組みにつきましては、北口商店街における街灯の設置、龍田商店街、北口商店街におけるカラー舗装の整備を行ってきたところでございます。ソフト面におきましては、勉強会や研修会の開催、商業協同組

合による商品券の発行、斑鳩町物産組合の設立といった内容を、官民一体となった取り組みをしてきた経緯がございます。

今後における商店街の活性化の有効な取り組みとして挙げられるのは、観光とのタイアップ事業、交通アクセス面の向上、空き地・空き店舗の活用、魅力ある店舗や施設の誘導などを、様々な手法を駆使しながら、集積による商店街のメリットが生かせる取り組みが求められています。

そこで、斑鳩町の商工業・観光発展のため、調査研究を行い、施策等について検討し、円滑に推進、実行することを目的といたしまして、平成18年8月に、商工観光関係者による斑鳩町観光・商工まちづくり協議会を設立し、奈良県立大学の協力によりまして、観光商工まちづくり協議としてセミナーを5回開催し、研修をしてきたところでございます。

今後は、斑鳩産の農産物を原料とし、それを町内で加工いたしまして観光客に販売するといったいわゆる斑鳩ブランドの商品開発を検討いたしまして、平城遷都1300年に奈良を訪れる観光客をターゲットとした斑鳩市の開催を通じまして、商品販売と全国的規模の情報発信を積極的に活用することで、観光商工の振興に寄与出来るんじゃないかというふうに考えているところでございます。

○議長（中川靖広君） 6番、紀議員。

○6番（紀 良治君） 農産物を使った斑鳩ブランドの商品開発をしていただくのは、本当にいいことだと思います。2010年に開催される平城遷都1300年は、斑鳩町の特産品、農産物を売り込むいいチャンスだとも考えられます。活力ある斑鳩町を取り戻すように、農業、商工関係者と十分に積極的に協議していただきますようお願いいたします。私の質問を終わらせていただきます。

○議長（中川靖広君） 以上で、6番、紀議員の一般質問は終わりました。

午前10時40分まで休憩いたします。

（午前10時16分 休憩）

（午前10時40分 再開）

○議長（中川靖広君） 再開いたします。

次に、4番、吉野議員の一般質問をお受けいたします。4番、吉野議員。

○4番（吉野俊明君） それでは、質問を始めさせていただきます。

地方分権の究極の目的は、地域の自己決定、自己責任により、地域の可能性を生かした個性的で多様な基礎自治体を創造することにあると、こういうようにうたわれております。そのためには、基本条件として、財政が健全であるということが大切であることは言うまでもありません。

平成21年度の当初予算案につきましては、県では、世界同時不況の荒波にもかかわらず、可能な限りの積極予算を組んだという印象であります。県下の各自治体では、概ね前年度、前々年度に引き続いての緊縮型の予算となっているようであります。

当町でも、百年に一度の大不況による影響で、自治体財政の悪化がますます加速されていくものと思われる中で、先日町長の施政方針が行われました。

そこで、まず初めに、①の「持続可能なまちづくり」の行財政改革の重点項目について、説明していただきたいと思っております。

○議長（中川靖広君） 池田総務部長。

○総務部長（池田善紀君） ご指摘のとおり、日本の経済は、金融不安が広がるなど不透明感を増しております。国内的には都市と地方の格差拡大などの問題も生じ、さらに、景気が後退局面に入り、回復の見込みが立たないなど、内外需とも総崩れの状態となっております。

また、国におきましては、構造改革の一環として進めてきた三位一体改革の第一段階を終え、数年後には、地方分権及び権限移譲をさらに積極的に推進する関係法令の一括した見直しが予定をされているところでございます。

一方、地方公共団体は、地方分権の推進と共に、高度で複雑化する地域の課題への対処を求められながらも、限られた財源での厳しい行財政運営を迫られておりました。本町においても、自己決定、自己責任という姿勢を堅持しつつ、財政的にも自立性の高い地方自治を構築していく必要がございます。

このような状況下で、当町では、ご承知のとおり、平成14年12月に、平成15年度から平成22年度までを期間とする斑鳩町行政改革大綱第3次を策定し、その具体的な取り組みを、第3次斑鳩町行政改革実施計画にまとめ、町の重要課題としてその実現に向け努力しているところでございます。

その改革の視点としましては、行政経営型システムへの転換を掲げ、経済性、効率性、効果性をより重視し、職員一人ひとりがコスト意識やサービス精神などの経営感覚を持って行財政運営を行い、改革に向けての自助努力を恒久的に行っていくことの出来る行

財政システムへの転換を目指しております。

そのための重点項目としましては、まず1つ目には、自己決定・自己責任による行財政運営として、地方分権の進展に伴い、自己責任と自覚に基づいた自主的、自律的な行財政運営を行うために、職員の政策立案能力及び行政経営能力を高め、組織全体の政策形成、遂行機能の充実を図ることでございます。

次に、2つ目でございます。行政の守備範囲の再構築として、行政と民間企業、行政と住民との役割を見直し、住民サービスに対するコスト意識やその限界について住民に理解を求め、限られた行政資源を有効かつ効率的に運用し、サービスの高品質化を図ることでございます。

続いて、3つ目には、公平性・透明性の確保と説明責任の遂行能力の向上といたしまして、住民参加の行財政運営を行うために、既存の広報・公聴機能や情報公開制度を拡充するほか、財政状況の積極的な公表や政策形成過程での住民参加方法の検討などを行うことでございます。

これらが重点項目となっておりますが、これらの行政改革を確実に実行することによりまして、現在の多様化、高度化する行財政課題に柔軟かつ迅速に対応してまいりたいと考えております。

○議長（中川靖広君） 4番、吉野議員。

○4番（吉野俊明君） 今、部長が申された中で、私は3つ目の町民みずからが町の将来像を策定して提言していくという、住民参画による改革にも一つの可能性が開けるものではないかと思えます。こういう場合、普通、公募では、委員を住民の中から1あるいは2名ということで選ばれることが多いのでありますけども、天理市の例のように、10名ぐらいの住民の公募で住民参加を検討してもよろしいのではないかと思います。

続いて、②番の当町の「内在する財政構造上の課題」とは、具体的に言えばどのようなことになりますでしょうか。

○議長（中川靖広君） 池田総務部長。

○総務部長（池田善紀君） ご承知のとおり、地方公共団体の財政の健全化に関する法律が、平成21年4月1日より全面的に施行され、平成20年度決算から適用されることとなります。

この法律は、地方公共団体の財政の健全化に関する比率の公表の制度を設け、当該比率に応じて地方公共団体が財政の早期健全化及び財政の再生等の計画を策定する制度を

定めると共に、当該計画の実施の促進を図るための行財政上の措置を講じることによりまして、地方公共団体の健全化に資することを目的とされており、国の算定基準に基づき、財政の健全化を判断するための4つの指標、具体的には、実質赤字比率、連結赤字比率、実質公債比率、将来負担比率等を公開することが義務づけられました。

地方公共団体は、健全化判断比率により、「健全段階」、自主的な改善努力により財政健全化が求められる「財政の早期健全化段階」、国等の関与による確実な再生が求められる「財政の再生段階」の3つに区分され、健全化判断比率の4指標のうち1つでも基準を超えた場合には、財政健全化計画や財政再生計画を定め、財政の健全化を図っていくこととなります。

本町におきましては、いずれの健全化判断比率につきましても、平成19年度決算においては、イエローカードでございます早期健全化団体となる基準を大きく下回っている状況にありますが、ただ、国民健康保険事業特別会計の累積赤字によりまして連結実質収支が赤字となっております、このことは本町の財政運営上大きな課題となっております。

このため、平成19年度におきまして、単年度収支において、その赤字額が現在以上に増嵩することのない範囲での税率の改定を行うと共に、平成20年度からは、介護給付費に係る赤字額について、一般会計から繰り出し基準以外の繰出金による財政支援を講じているところでございます。

国民健康保険事業の財政状況が、今後の町政運営に大きく影響してまいりますことから、保健予防活動における総医療費の抑制や医療費適正化により歳出の抑制を図ると共に、保険者としての国民健康保険税収納対策、さらには税率改定など、収支両面にわたる施策を展開いたしまして、可能な限り早期にその健全化を図ってまいりたいと考えております。

○議長（中川靖広君） 4番、吉野議員。

○4番（吉野俊明君） 国民健康保険事業会計の財政状況について申されました。この状況については、基礎的には住民の健康についての意識の改革が求められる、またそういう問題が根底にあるわけでありますので、なかなか一朝一夕には改善されるものではないとは思いますが、保健予防活動による総医療費の抑制や医療費適正化による支出の削減を図るという点については、例えば岩手県とか長野県とかの複数の自治体がいい成績、また見本を示しております。また、近くには、山添村の保健予防活動なども大き

なヒントがあるのではないかと思います。その辺もひとつ研究していただいたら、既にもう研究されているかと思いますけれども、より一層研究されて、よろしく願いいたします。

それでは、その次に③、「自治体として責任をもって徹底的に内部努力を行う」ということの具体的な内容をお聞かせください。

○議長（中川靖広君） 池田総務部長。

○総務部長（池田善紀君） ご指摘の「自治体としての責任をもって徹底した内部努力を行う」ということにつきましては、財政健全化を進める上で、住民の皆様にご負担を求める前に、まず行政内部で徹底した歳入確保及び歳出削減の努力を行うということの意味しております。

その取り組みとしましては、先ほどの答弁でも述べさせていただきました第3次斑鳩町行政改革大綱及び行政改革実施計画を、平成15年度から平成22年度を計画期間として策定し、各課において計画の実行を行っているところでございます。

一方、平成17年度に設置の斑鳩町財政健全化検討住民会議では、平成18年3月に、財政健全化に向けての最終報告書をまとめられたところでございます。その基本方針で、財政健全化に向けて、「平成27年度の経常収支比率を90%までに抑制する」という目標を掲げ、そのための斑鳩町の財政運営や改善方策についてご報告をいただいております。

これらを踏まえまして、当町では、基金の取り崩しをすることなく年度予算が編成出来る「持続可能な財政体質の確立」を目標に、財政の健全化に取り組んでいるところでございます。

これらに基づく具体的な取り組み内容を、平成21年度当初予算ベースで平成18年度からの累積額等で財政効果を述べさせていただきますと、まず、歳入の確保としまして、受益者負担の適正化についてであります。平成20年度から幼稚園の月額保育料を改定し増額しております。また、新たに入園料を徴収しております。ほかにも、新たに公民館教室受講料の徴収も開始をいたしております。これらの財政効果は、合わせて413万円でございます。

次に、滞納税額の確保についてであります。町税の滞納繰越分に係る徴収率は、平成17年度の19.9%から平成21年度は31.5%に上がる見込みでございまして、その財政効果額は2,372万円でございます。滞納整理につきましては、預金、生命

保険、不動産等の差し押さえをいたしまして、また合同不動産公売やインターネット公売を積極的に活用し、換金に努めているところでございます。

次に、新財源の検討についてであります。その他の財源の確保としまして、平成19年度から有料広告掲載を導入いたしまして、町広報紙とコミュニティバスに広告の掲載を開始いたしております。その財政効果額は、102万円でございます。

次に、その他の歳入の確保としましては、職員駐車場有料化を平成16年度に開始してから、段階的に、文化振興財団、社会福祉協議会、観光協会等に拡大しておりまして、その財政効果額は、平成21年度予算額で650万円でございます。

また、平成20年度に、町のマイクロバス及びリフト付きバスについて、インターネットによる公有財産売却を行っており、その財政効果額は、390万円となっております。

続きまして、歳出の削減についてであります。まず人件費の削減についてであります。職員数については、「5年程度で10%程度削減」という方針がございましたけども、平成17年度の職員数が229人、これは再任用を含んでおります、でありましたものが、平成20年4月1日には202名、これにつきましても再任用を含んでおります、となっております。この3年間で既に27人、11.8%の減となっております。

常勤特別職の給与削減につきましても、斑鳩町特別職報酬等審議会の答申による報酬減、さらには自主的な報酬の引き下げを行い、町長15%、副町長12%、教育長7%の削減を行ってまいりました。平成19年度には、収入役を廃止いたしております。

また、町議会議員の皆様にも、議員報酬7%の引き下げ、議員定数の1名の減のご協力をいただいております。その他、非常勤特別職の報酬引き下げ、管理職手当の引き下げ等を含めまして、これらの人件費関連の財政効果額は、3億1,264万円でございます。

次に、民間委託の積極的な導入につきましても、平成19年度に学校給食調理・洗浄業務の民間委託を斑鳩南中学校において開始し、平成20年度は4小中学校に拡大しております。これらの財政効果額は、平成19年度から平成21年度までの累計額で1億3,655万円となっております。

次に、団体運営補助金のカットについてであります。各種団体への運営補助金については、平成18年度、19年度の2カ年において、原則10%ずつの削減を段階的に行いました。この財政効果額は、471万円となっております。

次に、イベントの統廃合による見直しとしまして、平成20年度から斑鳩の里ふるさと秋祭りを5年に1度の開催にするなど、イベント等事業費の抑制を行いました。この財政効果額は、347万円となっております。

以上、主な取り組みを述べさせていただきましたが、これらの歳入歳出すべてを合わせました財政効果額は5億8,147万円でありまして、今後につきましても引き続き徹底した内部努力を行ってまいりたいと考えております。

○議長（中川靖広君） 4番、吉野議員。

○4番（吉野俊明君） ありがとうございます。よくわかりました。積み上げれば、大変な大きな金額になっているなと思います。

まず感じますことは、滞納税額の確保につきましては、平成19年度現年度課税につきましては、県下39市町村の中で、税徴収率では、王寺町以外の近隣自治体が20位以下であえいでいる中では、斑鳩町は9位に入っておりますので、大変ほっとするところでもあります。

それから、人件費の削減については、昨年12月の統計では、町職員1人当たりの住民数では、当斑鳩町は、広陵町、香芝町、檀原に続いて4位の136人となっておりますので、人員削減についても、もう限度に近付いているのではないかと思います。しかし、定期監査結果報告でもありましたように、民間委託を徹底的、積極的に導入するというのも一つの活路があるように思います。これを徹底されますと、ここに報告がありましたとおり、結構大きな金額になっていくのではないかと思います。

それからまた、もう一つ最後に、改革といたしましては、当町においても、入札改革がいずれ自治体としては避けて通れないものがあると思いますので、急激な改革は大変な、例えば生駒市のように業者がどんどんつぶれていくというような状況になりますと、これはまた町としての損失でもありますので、この辺も考えた上で入札改革を進めていかねなければならない時ではないかと思います。

それでは、④の「住民及び各方面に多大なご負担やご迷惑をおかけすることも予想される」とございますけども、これはどのような事態を指すのでしょうか、説明していただきたいと思います。

○議長（中川靖広君） 池田総務部長。

○総務部長（池田善紀君） 先ほどのご答弁で申し上げました、徹底した内部努力を十分行った上で、さらなる財政の健全化を進めるためには、斑鳩町財政健全化検討住民会議

から提出いただいた財政健全化に向けての最終報告書にもありましたように、受益者負担の適正化として、使用料・手数料等のアップなど、新たに住民の皆様の負担を求めることが考えられます。

また、そのほかにも、優先度の低いと思われる各種事業の縮小、廃止によって、全体的な行政サービス水準が低下することも考えられます。出来る限りそのような事態に陥らないよう財政健全化を実行していくためには、職員一人ひとりが事務事業の効率や成果等についての意識改革もさることながら、その推進に当たりましては、何よりも住民の皆様のご理解とご協力が必要となってまいります。

町広報紙等を通じた行財政情報の提供はもとより、住民負担の公平性を確保するための収納対策や積極的な行政内部の改革などに取り組み、住民皆様の財政健全化に対する理解の醸成を促してまいりたいと考えております。

最後になりましたが、これまでに述べさせていただきましたように、財政健全化に当たりましては、住民の皆様をはじめ各方面にわたり影響を与えることも考えられます。しかしながら、住民の皆様は、住んでよかった、住み続けたいと感じていただける、そして何より重要なことは、次代を担う子どもたちに自信を持って引き継ぐことの出来る斑鳩町の実現を目指しまして、全職員が一丸となって財政健全化を成し遂げてまいりたいと思いますので、ご理解とご協力をお願いをいたしたいと思います。

○議長（中川靖広君） 4番、吉野議員。

○4番（吉野俊明君） 私も、自治体の非常勤職員の一人として、なお一層心がけ努力したいと思います。しかし、支出の削減が即福祉の切り捨てや福祉の低下にならないようにだけは、町長の施政方針にもありましたとおり、ひとつよろしく願います。

昨年の9月ごろからでしょうか、世界同時不況が起きました。その当時は、日本では余り影響はないだろうと楽観的な観測もありましたが、今日のこの急激な不況の状態を考えますと、来年の例えば今日の議会ではどんなことになっているのかなあと、ちょっと思いやられるところでもあります。

しかし、こういう時にこそ逆に自治体としての心意気を示すことが大切であろうと思います。斑鳩には、ユネスコ世界遺産の法隆寺があります。しかし、もう一つ藤ノ木古墳がありまして、また今度着工する（仮称）文化財活用センターがあります。一律削減ではなく、めりはりをつけた予算を組むことが大切であろうと思いますし、斑鳩町は文化にはこれだけ投資をするんだということを内外に示す意味でも、この文化財活用セン

ターが成功のうちに完成されることを祈っております。

そのころには、奈良県の大きなイベントが始まります。そのオープンセレモニーとしまして、信貴山で一つの大会が始まります。そこからおりてきまして、斑鳩町にもたくさんの人たちが集まってこられたら、うれしいことだと思います。斑鳩町には、大変大きな人数をそろえた観光ボランティアもあります。ひとつ町としても、大いにこの文化財活用センターの活用については、援助もし、努力もしていただきたいと思います。

それでは、2の児童生徒の生活指導についてお伺いいたします。

子どもの問題行動があれば、すぐに学校が悪い、先生が悪いということで、いわゆるモンスターペアレントがあらわれるということになります。しかし、学校、家庭、地域の三者が協力した共同体となって子どもを育てるという日本古来のよき風潮が、これからまた確立されていかなければならないのではないかと思います。

最近の児童生徒の問題行動、例えば深夜徘徊、コンビニでのたむろ、喫煙、それから飲酒、そしてシンナー遊び等については、現在の状況はどのようなことになっておりますでしょうか。また、これに対して学校としましては、どのような指導や補導が行われておりますでしょうか、お伺いいたします。

○議長（中川靖広君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 児童生徒の生活指導ということでございますが、急激な社会の変化の中で、情報化、あるいは国際化が飛躍的に進んでまいっております。そうした中で、豊かで便利な時代となった反面、今、申されるような多様な問題行動と、あるいはまた反対に多様な価値観が生み出されているというふうに考えております。人と人との関係が希薄になり、コミュニケーションの不足が社会的な問題と言われております。

このような時代に、人間性や心の豊かさを回復いたしまして、心がふれあうことが出来、そしてみずから安全が守られるような近隣社会のコミュニティを構築していくことが重要というふうに考えております。

そうした中で、今、ご質問いただいておりますように、小中学校での問題行動についてでございますが、お尋ねの深夜徘徊、あるいは万引き、喫煙、飲酒等については、常に学級指導、あるいは学年集会、生徒指導において、学級担任や生徒指導主任、あるいは養護教諭などから、子どもの成長、実態について、身体の成長について大きな悪影響を及ぼすというようなことを子どもたちに認識させ、あるいは理解させ、浸透をさせていくことを図っているところでございます。さらに、学級懇談会等におきましても、保

護者に実態を話をしながら、理解をしていただくように努めているところでございます。

斑鳩町の児童生徒の暴力行為についてでございますが、平成20年の4月から12月までの調査でございます。小学校では、生徒間暴力が2件、そして器物破損が1件でございます。中学校では、対教師暴力が1件、生徒間暴力が1件、器物破損が1件でございます。そして、対人暴力というようなことがありますけれども、相手に大きな怪我をさせたというようなことはございません。

こういった問題が発生いたしましたら、その都度、学校では保護者と連絡をとりながら、問題の重大さを知らせ、あるいは注意をし、反省をさせ、そして今後の対応について、三者で、子どもと親と、そして学校と相談しながら、徹底した指導を行っているところでございます。

その他万引きにつきましては、小学校で2件、中学校では1件でございます。場所は、コンビニ、スーパーでございました。

また、各小中学校において、学級指導、あるいは道徳の時間、学年全校集会などの機会あるごとに非行防止についての指導を行っております。また、教員はあらゆる方向にアンテナを張りめぐらしまして、報告、連絡、相談を大事にいたしまして、子どもたちの規範意識の高揚を図りながら、子どもたちが健全に成長するように努力をしているところでございます。

また、青少年問題協議会におきましても、夜間の巡回補導、夏休みとか冬休みの長期休業中に夜間の巡回補導を行っていただきまして、青少年の深夜徘徊等についての注意喚起を行わしているところでございます。

○議長（中川靖広君） 4番、吉野議員。

○4番（吉野俊明君） ありがとうございます。一時のことを思えば、もしかしたらそういう問題行動が少なくなっているのかなというようにも思います。今後ともひとつよろしく願いいたします。

この間、父兄の方たちとお話ししました時に、なかなか子どもの実態は、親であってもつかみきれないんだと、こういうことを申されたご父兄がございました。やはり、地域の目というものも大切なことだなあと思いました。

また、次に、最近大麻の問題がマスコミ等でにぎわっております。盛り場では大麻は普通と言われておるような状況であります。そして、この1年間で取り締まりの対象となった人数の何と6割以上が、20代の若者や、それから少年少女だと発表されていま

す。

2月の新聞の投書欄に、17歳の高校生がこのように書いております。近い将来、たくさんの中学生、そして小学生までもが、簡単に麻薬に侵される日が来てしまいそうで不安だと、このように書いております。これを見ますと、えっ、そんな時代になったのかなと私もと思いますが、実は中央公民館で英会話の自主講座がございまして、そこでアメリカで育った日系の若い講師の先生が、日米の市民生活の違いを授業の前半の方でトピックスとして、まず最初に英語で話をし、またその後それを日本語で話をすると、こういう授業もあります。

ここ2、3回は大麻の話が続いておりまして、米国では、小学校の高学年から高校にかけて、1学期、2学期というふうに学期ごとに麻薬に関する授業があり、現職の警官が、麻薬の恐ろしさとか麻薬のショッキングな状況を映像で見せた上で、マッチョな体で机の間をのし歩き、時にはガンベルトからピストルを引き抜いて子どもに突きつけて、絶対麻薬に手をつけてはならないぞと、そして子どもに、はい、わかりました、絶対にいたしませんと、こういうふうに誓わせるそうであります。この辺が、日本と違う、アメリカらしいというような感じもいたしますけども、日本でもこの麻薬についての授業はどのようなことになっておりますでしょうか、それについてひとつお答え願いたいと思います。

○議長（中川靖広君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 今、議員もおっしゃっていただきましたように、この大麻についての青少年に及ぼす影響というのは、62.5%というような報道がされております。だんだん低年齢化してきているというのが実態ではないかというふうに思っています。

こういった状況について、なぜこう広がっていくのかというのは、昨日の新聞でもありますように、やっぱり子どもたちに抵抗感、罪悪感が低下しているということと、インターネット等や、あるいは自己栽培で入手しやすくなってきていると、それと他の薬物よりも有害ではないという、そういった誤った情報等々が、こうした青少年に大麻を普及させる原因になっているのではないかというような新聞報道がございました。そして、京都で高校1年生の生徒が大麻を所持して逮捕されたというようなことも載っております。まず、こういった大麻に関する問題が、大学生を含みまして色んなところで発生をいたしております。こういったことを見ながら、本町の薬物乱用につきましては、奈良県でも1件少年が逮捕されたという事実が過去にございます。

このような状況に対応いたしますために、子どもたちがその生涯を健やかに送る上で、子どもの時期から薬物乱用の害についての正確な知識はもとより、健康の自己管理能力の育成を図るなど、健康意識を通して生きる力をはぐくむことが必要であるというふうを考えているところでございます。

斑鳩町におきましても、中学校のすべての学年で、毎年、学級活動、学年集会等でパンフレットを配布しながら、薬物の恐ろしさについて教職員が指導をしております。さらに、警察官によります講演をいただくなど、関係機関とも協力、連携をいたしまして、薬物乱用防止に関する指導を行っているところでございます。

また、小学校におきましても、高学年で、保健体育や総合的な学習の時間を活用いたしまして、薬物乱用防止教育に取り組んでいるところでございます。

また、薬物乱用防止教育を深めていくためにも、保護者にその意義や必要性を理解してもらうことが不可欠だというふうに考えております。このことから、学校保健委員会やPTA活動の中で、保護者に対しての啓発活動も進めていきたいというふうに考えております。

○議長（中川靖広君） 4番、吉野議員。

○4番（吉野俊明君） 安心いたしました。今、おっしゃられましたように、日本では全く免疫のないところで、私どもが子どものころには、大麻とかこういう話は全然なかったわけで、そういう教育も何も受けてなかったわけでありまして。また、今、大学生、つまり京大とかそこら辺で起きている問題については、やはりその年代には、もしかしたらこういう教育はなされてなかったのではないかなと思ったりもします。

それから、報道されましたように、大麻はたばこよりは害が少ないといった誤った認識が、軽い気持ちで手を出してしまうということの現状ではないでしょうか。やはり、人間性を全く滅ぼしてしまうようなこういう大麻については、本当に恐ろしいものだよということを、中学校、まあ小学生の高学年ぐらいから徹底して教えていかなければならない時が来たのではないかと思います。

以上で、児童生徒の生活指導については終わらせていただきます。

次に、3番目の斑鳩バイパスについて質問させていただきます。

斑鳩バイパスには、2つの愛称といいますか、英文といいますか、いかるがパークウェイと、もう1つは、和語というか日本語で新たつたみちという名前がついております。この新たつたみちという名前をつけた理由が何かあるのだろうと思います。この辺から、

ひとつお答え願いたいと思います。

○議長（中川靖広君） 小城町長。

○町長（小城利重君） これは、もう大分前ですけども、当時の近畿整備局ですね、議員さん共々陳情に行きまして、その整備局の橋本鋼太郎局長から、斑鳩バイパスもう何十年もなっている中で、バイパスというのは不自然でありますなというところから、横文字にしていこうということで、奈良県の当時の柿本知事とご相談されて、そしたら昔龍田道というのがありますから、いかるがパークウェイ、そして新たつたみちというネーミングがいいんじゃないですかということから始まってきておるわけでありまして、当時橋本局長が、非常にやっぱり我々の要望を十分聞いていただいたということです。それから、県が重点項目にされて、ようやくバイパス、そのいかるがパークウェイという名前。

もともとは、元来は、郡山斑鳩王寺線なんです。郡山斑鳩王寺線がこのバイパスという、昭和47年にネーミングされたものですから、本来は我々は、郡山斑鳩王寺線という名前。その当時は、25号線の、橿原まで郡山斑鳩王寺線を開通する促進連盟というのが当時あったようでございますし、そこらの関係からそういう配慮をいただいて、今日のいかるがパークウェイ、そして新たつたみちというネーミングにされていると思います。

○議長（中川靖広君） 4番、吉野議員。

○4番（吉野俊明君） たつたみち、非常にいい名前ではあります。実際の龍田道の痕跡というものは、今のところ発見はされてはいないようであります。また、このルート上の発掘においても、そのような痕跡は当然ないのでありまして、龍田道は、古代の奈良と大阪を結ぶ古道であったようでありまして、もしかしてこのルートを大体なぞっているというのは、斑鳩町では現在の国道25号がそれに当たるのではないかなあとと思います。したがって、もしかして何十年もさかのぼって新たつたみちという名前を現国道、国道25号につければ、一番ぴったりでなかったかなと思うこともあります。

現在の斑鳩バイパス予定地の発掘によりまして、色々と興味のある遺跡があらわれてまいりました。その発掘した結果を、このたび、3月14日に、午前10時から12時まで、橿考研主催、斑鳩町共催で、生き生きプラザで行われるということであります。大変うれしいことでもあります。

昨年度の発掘現場には、私もたびたび訪れまして、現場の責任者の方から丁寧な説明

をいただきました。樫考研さんのおっしゃるには、私どもがこうして現地の方々に発掘現場を直に見ていただくということが、大変な生きがいでもあり喜びでもあると申されました。

このたび、樫考研では、新しく所長として4月1日から赴任されることになっております。その方がおっしゃられるには、この方、菅谷さんという所長さんなんですけども、その就任会見で、私どもは、いわゆる樫考研は、社会貢献を真っ先に掲げていると、こういうようにおっしゃいました。つまり、1回きりが普通当たり前に、現地説明会をしてそれでおしまいというのが普通だったのでありますけども、マンスリーに、またウイークリーに、同じ遺跡についてですよ、月に1回、あるいは月に2回、あるいは週に1回というふうに開催するということが検討されていると言われました。

樫考研は、昔からこのように、現場に立つ研究員さん方も、時間の許す限り、個人の方が来られても喜んで説明してくださるといふ、こういうスタンスであります。この稲葉の現場でも、実に丁寧な対応をしていただきました。また、そこへ行かれた方々は、大変感激しておられました。

発掘現場は、後で写真や印刷物で見るといふよりも、直に目で見るということがおもしろいところでありまして、例えば藤ノ木古墳は超一級の、世界でも超一級の文化財でありますけども、これは平たく言えばお墓であります。ところが、この稲葉の遺跡は、どちらかというところ、庶民の生活史そのものが、太古以来何代も積み重ねられた遺跡であります。一番上は、ご存じのように、農地であったわけでありまして、その下には、片桐且元の陣屋に勤められた武士集団の住宅がずらっと並んであったわけでありまして、それから、その下には、何十年、あるいは何百年、何千年も前の人間が住んだ形跡がずっと残っておりまして、それをその地層を上から見るといふことが大変な、実際見れば、こうやって稲葉車瀬の現地に太古から人間がこうして住んでいたんだなと、その上に今の稲葉車瀬の住民さん方、そして農地があるんだなということがよくわかる、何とていふか、愛郷心が心からわき上がるような遺跡でありました。

3月14日の説明会も楽しみでありますけども、私もこの件に関しては、議員活動の一環として一生懸命やりました、定例会、あるいは委員会でもたくさん発言させていただきました。最後に、前年度の発掘で、これで大体終わるわけでありまして、あと4日しかない、4日しかなくてもう店を閉めるんだという時に、現地の樫考研の担当者と相談いたしまして、こういうパンフレットを出して、100枚内外のパンフレットだっ

たんですけども、これで皆さんに来てもらってもよろしいかと言いましたら、わかりました、喜んで対応させていただきますと、こういうことで私はやらせていただきました。皆さん、大変丁寧に説明していただいて、これも感激して帰っておられたようであります。

先ほど自治体の心意気という話をさせていただきました。この斑鳩バイパスの開発は、稲葉車瀬地区にとっては、これまではすべて人力によって耕され土を動かしてきたわけですが、この平成の時代になりまして、大きな機械力で、有史以来初めて大地に、傷がつくといったらなんですが、20数メートル幅の恒久的なラインを引くということになります。これが、結果としまして、よくなるのか、あるいはもしかしたらどうなのか、こういう判断は歴史が判断するということになるかもしれませんが、斑鳩町自治体としても、この心意気を示すというところまでいってくればそれはありがたいんですけども、ちょっと私としても、疑問だなあと考えております。

色々勝手なことを言ったようでありますけども、これで私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（中川靖広君） 以上で、4番、吉野議員の一般質問は終わりました。

午後1時まで休憩いたします。

（午前11時29分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（中川靖広君） 再開いたします。

続いて、14番、木澤議員の一般質問をお受けいたします。14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） それでは、通告書に基づきまして私の一般質問をさせていただきます。

まず、1点目として、新型インフルエンザ対策についてです。

近年、東南アジアを中心に、高病原性鳥インフルエンザが流行しており、このウイルスが人に感染し、死亡するといった例が報告されています。実際に、2003年11月から2007年9月の間で、人の発症者数が329名、このうち201名が死亡をしているとのことです。また、高病原性鳥インフルエンザの発生がヨーロッパでも確認をされるなど、流行が拡大継続しており、人から人へ感染する新型インフルエンザの発生の危険性が高まっているという状況です。

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたウイルスとは、表面の抗原性が全く異なるウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生することです。ほとんどの人が、新型のウイルスに対する免疫を持っていないため、世界的な大流行となり、大きな健康被害と、これに伴う社会的影響をもたらすことが予想されており、国の方でも、関係省庁対策会議及び厚生労働省より新型インフルエンザ対策行動計画改定案及び新型インフルエンザ対策ガイドライン案が発表されています。

また、こうした流れを受け、全国の各自治体でも、行動計画についての策定が始まっています。

さらに、マスコミ、テレビなどでも新型インフルエンザ対策についての報道もされていることから、町民の中からも、新型インフルエンザ対策について、不安や心配の声が上がっています。近い将来に流行が予想されることから、これらについては緊急の対策が必要であると考えますが、町の認識と今後の対策についてどのように考えておられるのか、お尋ねしておきたいと思います。

○議長（中川靖広君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） 新型インフルエンザの対策でございますけども、先ほど質問者がおっしゃいましたように、国では、新型インフルエンザ対策行動計画が平成17年11月に策定をされ、奈良県におきましても、平成17年12月に奈良県新型インフルエンザ対策行動計画が策定をされております。

近年の鳥インフルエンザの世界的な流行や人の感染の発生により、新型インフルエンザの出現が危惧をされており、新型インフルエンザが発生した場合、ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を持っていないために、世界的な大流行となり、大きな健康被害と、これに伴う社会的影響をもたらすことが予想されております。

このため、新型インフルエンザは、多数の国民の健康や生命にかかわり、また社会・経済活動にも影響を及ぼすということから、国だけでなく、地方自治体、企業、関係機関等が総合的に対策を講じることが重要となってきたと考えております。

今回、国では、質問者もおっしゃいましたように、新型インフルエンザ対策行動計画を踏まえ、平成21年2月17日には、新型インフルエンザに係る各種ガイドラインを策定し、新型インフルエンザに係る各種対策についての具体的な内容や関係機関等の役割が提示をされてきたところであります。

これを受けまして、奈良県におきましても、今、奈良県新型インフルエンザ対策行動

計画を見直されていると聞いておりまして、またそれに伴います対応マニュアルの策定を、平成21年度に予定をしているとも聞いております。

そういったことから、町といたしましても、住民の皆様への不安や混乱をもたらさないように、早急に対応をしていかなければならない危機管理問題であって、県の行動計画及び対応マニュアルの整合性を図りながら、当町としても策定をしまいたいと、このように考えているところでございます。

○議長（中川靖広君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） もともと、国の方の対策が始められたのが大分遅いという批判の声もあるようですが、早期に行動計画をつくっていただくことで、今、考えておられるというふうにお見受けしましたので、ぜひ、県との整合性も図りながら、各連携機関と連携をとりつつ策定に当たっていただきたいと思うんですが、行動計画をつくるのには、今、県の方が21年度でマニュアルをつくるということですので、それと合わせてしていると、また少しちょっと時間がかかるのかなあというふうにも思います。ただ、それまでも出来ることのあるのではないかというふうに思うんですけども、実際に、今、保健センター等では、どういった対応をされてるんでしょうか。

○議長（中川靖広君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） 保健センターでの新型インフルエンザの対応でございんですけども、新型インフルエンザに対しまして、現在、県や町の対応マニュアルの策定がされていない中で、住民の方に情報発信することは、逆に不安をあおぎ立て混乱を招くことが考えられます。

そういった中で、新型インフルエンザの発生した場合とかその予防とかということにつきましては、色々とインターネット等では載っているところでありますけども、保健センターにおきましては、県が開催しております新型インフルエンザの研修会に職員が参加する、またその中で正しい知識と最新の情報の収集に努めているところであります。

また、県の対応マニュアルが策定されましたならば、住民の皆様には、なるべく早い時期に、広報をはじめホームページやパンフレット等によりまして、新型インフルエンザの正しい知識の普及や啓発に努めていかなければならないと、このように考えているところでございます。

○議長（中川靖広君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 今、部長おっしゃっていただいた中にもありましたが、やっぱ

り一番の対策というのは、正しい知識を身につけることであるというふうに思います。

歴史の方を見ますと、これまでもたびたび人類というのは、感染症に遭遇してきたようです。何十年、何百年に一回の天災であって、避けることが出来ないというふうにされてます。同じ天災でも、地震などは経験している人が多いため、皆、一定の知識があり備えをしています。感染症については、経験した人がほとんどないため、備えへの意識が生まれにくい状況です。また、地震は局所で起きるため、周囲から応援をもらうことが出来ますが、インフルエンザでは、それも期待出来ません。

しかし、例えば、主に発生するのは国外だろうというふうに考えられていますが、そうした場合であつたら、対策をとる時間というのはあると思うんです。そうした段階的な対応も踏まえきちんとした対策がとられていれば、被害を最小限に食い止めることが出来ると思いますし、また予防につきましても、十分に知識を持っていれば、健康被害についても少ないと思いますので、今後、計画については早急につくっていただいて、住民の皆さんに周知をしていただくことも含めまして対策に当たっていただきますように要望しておきたいと思います。

それでは、次、2番目の質問に移らせていただきます。

生活保護の対応ということで書かせていただいたんですが、現在、世界的な経済危機が日本にも広がっており、自社の利益や株主の配当を守るために、大手企業が先頭になって正規社員も含め非正規社員の首を切る、いわゆる派遣切りと呼ばれている状況が社会的大問題になっています。

また、これまで構造改革の名で進められてきた規制緩和や庶民増税などが家計に大きな打撃を与えており、資本主義社会では避けられないこうした経済危機に耐えるための防波堤を政府みずから破壊してきた。その結果、生活が立ち行かなくなる人がふえているといった状況であると思います。

実際に、我が党、日本共産党の県の本部というのがあるんですけども、そこに大体毎年、いわゆる住所を持たない浮浪者と呼ばれる方が助けを求めて相談に来られるんですが、これまでは年間平均で2、3人であったのですが、昨年は何と15人もの方が駆け込んでこられるといった状況がありました。

また、今後の状況においては、この3月で契約が切れる非正規労働者の数は、厚生労働省の発表だけでも14万人を超えるとされており、実際に会社の寮を追い出され、路上で生活を余儀なくされる人がふえることが予想されています。そういう人たちは、す

べてがそうではないでしょうけれども、多くはやはり今日、明日食べるものさえないと
いった状況も少なくありません。

こうした社会的状況が広がる中で、今まさに社会保障の充実や、とりわけ生活保護の
適切な運用が求められていると、私は感じています。

そこでお聞きをしたいんですが、①点目の現在の社会状況と自治体の役割について、
今、町はどのようにお考えなのか、お尋ねします。

○議長（中川靖広君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） 生活保護に関します現在の社会状況と自治体の役割とい
うことでございます。

現在、斑鳩町の場合は、生活保護の実施機関が奈良県中和福祉事務所により、この事
務所におきまして保護の決定が行われますことから、窓口相談に来られました際には、
まず役場職員が状況をお伺いし、保護の要件に該当するかどうかなどの相談を受けてお
ります。その中で、本人に申請の意思がある場合については、中和福祉事務所に連絡し、
中和福祉事務所の面接等を経て申請をいただいております。スムーズな申請へとつなげてい
るところでございます。

現在の社会状況につきましては、生活保護者がふえてきているという中では、認識を
しているところでございます。

以上でございます。

○議長（中川靖広君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 実際に、社会状況が変わっていく中で、保護を受けられている
方の件数についての動向というのは、どのようになっているのでしょうか。

○議長（中川靖広君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） 平成20年度でございますけれども、平成20年度の3月
1日現在、直近でございますけれども、今現在、生活保護の被保護世帯数は93件という
ことで、年度当初は、平成20年4月1日でございますが、11カ月前ですけれども、8
4世帯ということで、9世帯がこの1年間でふえてきているというような状況でござい
ます。なお、平成19年度の年度当初におきましては76世帯と、18年度には62世
帯ということでございますので、年々増加の傾向にあるということでございます。

○議長（中川靖広君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） そうした保護世帯がふえていく中で、やはりそれに対して自治

体の役割等しっかりと発揮していただきたいというふうに思うんですが、・点目に書かせていただいております、では緊急時の対応はどのようにされているのかということですが、今、実際に住むところも今日食べるものも手持ちのお金も一切ない、こういった方が飛び込んでこられることもあるかと思うんですが、そういう方についてはどのように対応されているのでしょうか。

○議長（中川靖広君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） 緊急時の生活保護の対応につきましてでございますが、特に窮迫した事由によりその方を放置することが出来ない状況にある場合には、中和福祉事務所に依頼をし、緊急の保護を行っているところでございます。今年の1月にも1件の事例が発生しており、緊急に保護を実施しております。役場始業開始後すぐに本人から窓口相談がございまして、住むところもなく、所持金もわずかで、誰の援助も望めない窮迫した状態がございましたため、中和福祉事務所に依頼し、その日のうちに面接等の確認手続きを行い、救護施設への入所に至ったものでございます。

なお、病気等で倒れられて入院された場合には、緊急性が高ければ、入院中に緊急保護が行われるケースもあります。

以上でございます。

○議長（中川靖広君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 今、答弁の中でおっしゃっていただきました救護施設というのは、私、ちょっと初めて聞かれましたけれども、緊急の際には、そうした当日すぐに施設等でも保護をしていただいているということなんですけれども、その救護施設について、少し教えていただけますでしょうか。数がどれぐらいあって、どういうところにあるのか、お聞きをしたいと思います。

○議長（中川靖広君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） 救護施設につきましては、生活保護法の第38条に規定されました保護施設でありまして、身体上、または精神上著しい障害があるために日常生活を営むことが困難な要保護者を入所させて、生活扶助を行うことを目的とした施設でございます。奈良県内には2カ所あります。1カ所は、奈良市にある須加宮寮、そしてもう1カ所は、大和高田市にあります青垣園でございます。定員の関係で、この場合、県内の救護施設に入所が困難な場合であっても、緊急に保護が必要な場合であれば、中和福祉事務所におきまして、県外の救護施設への入所の対応も行われているとこ

ろでございます。

○議長（中川靖広君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） それを聞いて一定安心はしたんですが、冒頭にも申し上げましたように、社会情勢が大きく変わってきていると。緊急的な保護を求める方も、今後、爆発的にふえてくることが予想されるのではないかなと思うんですが、ここの担当で言いますと、中和福祉事務所になると思うんですが、その中和福祉事務所の方では、今後の動向についてどのように考えているのか。

また、今言っていたいただいた救護施設、県内やったら2つあるというふうにお答えいただいたんですけども、それがいっぱいになってしまった時というのは、どういう対応をされるというふうになっているんでしょうか。

○議長（中川靖広君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） まず、中和福祉事務所での対応でございますけども、今のところ、生活保護者は先ほどふえてきていると言いましたが、この緊急時の対応につきまして、派遣労働者の方等の対応につきましては、今のところまだ、中和福祉事務所では、認識はしておられますけども、そんなには多くないという中で、対応についてはいつでも出来る状態にはあると考えております。

それと、その救護施設がいっぱいになった場合には、先ほどもちょっとお答えいたしましたけども、県外の救護施設への入所の対応を中和福祉事務所がしていただけるというふうに考えております。

○議長（中川靖広君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 県外の方でも対応していただけるのはありがたいんですが、この派遣切りというのは14万人を超えるという状況の中では、当然、県外の方でもその県外にある施設は利用されるというふうに思うんですよね。そうすると、いっぱいになってしまうと。ですから、救護施設と呼ばれるところで保護は出来ないという状況になった時にどうされるのか。今の段階では、福祉事務所の方も対応出来ているということですけども、それを想定した対応というのは、現段階では、福祉事務所の方で検討をされているんでしょうか。

○議長（中川靖広君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） そういった場合には、国におきまして、緊急雇用対策というのが行われておりまして、その一つに就職安定資金融資制度がございます。これに

つきましては、派遣労働者等の方が、事業主の都合により離職を伴って住居がなくなった状態になった場合に、住居の入居初期費用と家賃補助費と、あと生活・就職活動費といたしまして、担保、保証人不要で貸し付ける制度であります。窓口はハローワークで、最大186万円の貸し付けが行われているところであります。

また、それ以外には、町社会福祉協議会が行ってます生活福祉資金貸付制度等がございますが、今、質問者がおっしゃいますような派遣切りと申しますか、そういった方の社協での活用は聞いてない、ご利用はないというふうに聞いております。

○議長（中川靖広君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 雇用促進住宅の方ですね、そういったところも活用していただいて、緊急の際には対応をいただくということについては、連携を図っていただきたいと思いますが、年末に派遣村の様子というのがテレビで報道されていたと思うんですが、その際にも、法申請についても、東京の方で大量に申請を出して保護を受けたということも報道されていたと思いますが、住所がない場合についての対応というのが、今回、その報道ではっきりしたのではないかなというふうに思います。

生活保護法の第19条では、「居住地がないか、又は明らかでない要保護者であって、その管理に属する福祉事務所の管轄区域内に現在地を有するもの」についても、「都道府県知事、市長及び社会福祉法に規定する福祉に関する事務所を管理する町村長は、保護を決定し、且つ、実施しなければならない」というふうに書かれておまして、このことから、中和福祉事務所が実施機関に当たるのかというふうに思いますが、では、今、おっしゃっていただいた雇用促進住宅については、ハローワークの方で管理をしていただいていると。ハローワークというと、国の方の管理になるのかなというふうに思いますが、そういったところとの連携等は、どのようになっているのでしょうか。

○議長（中川靖広君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） ハローワークにおきましては、先ほど言いました就職の安定資金融資制度、それから、今、おっしゃいました雇用促進住宅の入居のあっせん等を行われております。

町との連携でございますけども、もし町の方にそういった相談があれば、ハローワークと連携を保って、そのような緊急時に保護を必要とされる方につきまして、入居のあっせん等を行っていききたいと、このように考えております。

○議長（中川靖広君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君）　そういうことでしたら、十分に連携も図りつつ、緊急時の対応にも備えていただきたいと思います。

あと、住居のことで言いますと、1点、私、町営住宅のこともお聞きをしておきたいと思うんですが、実際に町営住宅に住んでおられる方がいらっしゃいますが、例えば空いている時に緊急時の一時保護というのは、町営住宅なども活用出来るのか、その点についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（中川靖広君）　清水都市建設部長。

○都市建設部長（清水建也君）　ご質問の、いわゆる離職者のために公的賃貸住宅を選定する際に、国の方から指針というものが示されておまして、3つございます。その1つが、本来の入居者、町営住宅の入居者でございます、本来の入居者の入居を阻害しないこと、2つ目として、住宅の建て替えに支障がないこと、それともう1つ、大規模修繕の必要がなくて速やかな入居が可能なことといったようなことでございます。

当町におけます町営住宅におきましては、現在、空き部屋が出た時点で随時募集を行っている状況でございます、そういった空きがないというふうに認識をしております。

○議長（中川靖広君）　14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君）　町の建物ですんで、そういうふうに空きがない状況で運営をいただいていると、フルに活用いただいているという点についてはいいと思うんです。ただ、今、部長おっしゃった、今現在は空いていないということなんですけども、空いてもすぐ募集をいただいているということなんですけど、入居をされている方が退去されてから募集するまでの期間というのを、ちょっと、私、その辺の流れがよくわからないもんですから、もし3日でも1週間でも空いていれば活用出来るのかなと思ったんですが、その辺の流れについて、どれぐらいの期間で募集されているのかなということも、少し教えていただけますでしょうか。

○議長（中川靖広君）　清水都市建設部長。

○都市建設部長（清水建也君）　現在の町営住宅の入居者が退室された場合の後の募集の期間ですよね。そのことにつきましては、退去された後、リフォーム等工事に入ります。その後、募集に即入っているという状況でございますので、先ほどの国の指針の中でも示されておるのは、1年以上空き家になっていることが条件であるとかいったことが入居者の支障にならないことの一つとして挙げられてますんで、その関係で、現在の斑鳩町の町営住宅には該当はしないのかなというふうに考えております。

○議長（中川靖広君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） わかりました。それでは、今、部長が答弁いただいた中では、緊急時にも対応していただけるというふうに感じましたし、また今後、想定については、やはり今後どんどんふえていくと、爆発的にふえた時についても、中和福祉事務所や、先ほどおっしゃっていただいたハローワーク等と連携をとっていただいて、十分に対応していただきたいというふうをお願いをしておきたいと思います。

それでは、次、3番目の質問に移らせていただきます。

3点目は、AED、自動体外式除細動器のことについて書かせていただきましたが、これについては、既に皆さんご認識いただいているというふうには思うんですが、AEDとは、心臓麻痺を起こして倒れた人を、そこにいる人たちがその場で使って倒れた人の命を救うことが出来る機械です。

使い方は、電源を入れ、電極パッドを胸に張りつけると、機械が電気ショックを与えるべきかどうかを調べ、電気ショックが必要と解析した際には、機械の指示に従ってスイッチを押すと、電気ショックを与えます。操作自体は至って簡単で、AEDの発する指示音声に従ってボタンを押すなど、2、3の操作のみで、取り付けもわかりやすく説明されており、医療知識や複雑な操作なしに電氣的除細動が実行されるとのことです。ただ、注意しなければいけないのは、AEDを使用する際には、そばにいる者が、そのAEDの使用とあわせて心臓マッサージ、人工呼吸を継続して行うことも救命のために不可欠であるというところです。

こうしたAEDを実際に一般の住民が使うというケースは非常に多いと考えられており、日本では救急車が現場到着するまで平均で約6分強を要するとされています。しかし、心臓麻痺の場合、一刻も早く電氣的徐細動を施行することが必要とされており、心停止後約3分で死亡率はおおよそ50%というデータもあることから、6分も待っている余裕は全くありません。さらに、救急車の到着以前にAEDを使用した場合には、救急隊員や医師が駆けつけてからAEDを使用するよりも、救命率が数倍も高いことが明らかになっています。こうしたことから、AEDをなるべく多数配置すると共に、1人でも多くの住民がAEDに関する知識を有することが非常に重要だとされています。

このようなことから、AEDの今後の普及に対する町の考え方をお尋ねしたいと思います。

まず、①点目として、斑鳩町でも既に公共施設等への設置が行われていると思います

が、現在の設置状況と住民への周知についてどのように行っているか、お尋ねしたいと思います。

○議長（中川靖広君） 池田総務部長。

○総務部長（池田善紀君） AEDの設置状況についてでありますけども、現在、町内の公共施設21カ所でございます。役場庁舎、いかるがホール、各保育園、各老人憩の家、ふれあい交流センターいきいきの里、生き生きプラザ斑鳩、各幼稚園、各小中学校、各公民館、町民プール、中央体育館となっております。

住民への周知につきましては、各公共施設の目につきやすいところに設置の表示を行っているほか、広報いかるがの平成19年11月号においても、各小中学校、町民プール、中央体育館に設置を完了している旨の記事を掲載しておりますが、今後も引き続き広報やホームページ等を通じまして、住民周知に努めてまいりたいと考えております。

また、住民団体等の集会などに対しましても、西和消防署から講師を派遣されまして、救命講習を受講することも出来ますので、住民の方が使用方法を習得出来る機会となりますよう、制度の周知徹底に努めてまいりたいと考えております。

○議長（中川靖広君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 設置状況についてのお知らせと、また今後、団体から要望があった際には西和消防の方でも対応していただけるということについても周知をしていただけるというふうにお答えいただきましたが、これは、例えば自治会さんから町に出前講座等の要請があった時というのは、行政としてはどのような対応になるのでしょうか。

○議長（中川靖広君） 池田総務部長。

○総務部長（池田善紀君） 出前講座として救命講習は町の方では行いません。といいますのは、救命講習につきましては一定の資格がございますので、町の方につきましては、あくまでも防災等々の出前講座でございますので、もしございましたら、申請あった方につきましては、申請者から西和消防の方にご連絡くださいというご連絡をさせていただいて、また町の方からも西和消防の方にその旨は伝えておきます。

以上です。

○議長（中川靖広君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） それでは、②点目ですが、先日、議会と自治会連合会との懇談会をさせていただいたんですが、その際に、ある自治会の会長さんから、自分の自治会

にもAEDを設置したいのだが、補助金制度などはあるのか、ないのなら議会で提案してほしいという要望をお聞きしました。この機械については、より多く普及することが望ましいものであるだけに、公共施設だけでなく、希望する自治会にも設置され、自治会員さんがAEDの必要性や使用方法等について認識を深めていただき、より身近でいつでも使えるという状況がつかれるのならば、行政としても望むべきことではないかなというふうに思いますが、そうした点から、今後の普及について、また補助金制度の創設についてはどのようになっているか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（中川靖広君） 池田総務部長。

○総務部長（池田善紀君） 自治会にAEDを設置することについてのご質問でございますけれども、先ほどご答弁させていただきましたように、現在、町内のほとんどの公共施設に整備されている状況ではございますけれども、安全安心のまちづくりを推進していく上においても、AEDを普及させることにつきましては、大きな効果があると考えております。

こうしたことから、自治会に対します補助制度につきましては、先進地の制度等につきまして調査研究を行いまして、検討してまいりたいと考えております。

○議長（中川靖広君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 今、前向きに答弁いただいたというふうに思いますので、ぜひ早期に実現していただきたいというふうに強く要望しておきたいと思います。

それでは、次、4番目の質問に移らせていただきます。4番目は、斑鳩町の総合計画について書かせていただきました。

現在、第3次の総合計画実施期間が終わりに近付いて、第4次の計画策定を始めているという状況です。私は、第3次の計画の最初からかかわってきてはおりませんが、私なりに、次の第4次計画では、今まで以上により充実をしていただきたいと感じる部分についてお尋ねをしたいと思います。

まず①点目ですが、第3次総合計画の中でもうたっております「快適で魅力的なまちづくりを進めるためには、積極的な住民の参画が求められる」として、そのまちづくりの推進体制を確立するというふうに書かれています。こうした観点から、第3次計画を振り返って、この点についてはどのように充実、前進をされてきたのか、また第4次計画では、どのように発展させていこうと考えておられるのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（中川靖広君） 池田総務部長。

○総務部長（池田善紀君） 住民参画のまちづくりに関しましては、第3次斑鳩町総合計画におきまして、総合計画実現に向けました取り組みの一つとして基本計画に掲げております。

その基本方針といたしましては、住民、行政協働によるまちづくりを進めるため、住民の参加機会の拡充や参加意識の高揚を図ると共に、住民主体のまちづくり活動を支援し、それぞれの役割を明確にしたパートナーシップを構築する。2つ目といたしまして、広報・公聴活動の充実に向け、様々なメディアや情報技術を活用した広報活動に努めると共に、情報公開制度の充実など開かれた行政を推進する。また、多様な世代や住民の声を直接聞く機会づくりなど公聴活動を充実するとしてしております。これらを基本として取り組みを進めてきたところでございます。

具体的には、町政モニター制度の活用、町職員による出前講座、住民満足度調査の実施、住民対話集会、パブリックコメントの実施、さらには各種審議会等への公募による住民の参画など、住民が町の施策に対し直接意見が言える機会を可能な限り提供出来るよう取り組んでまいりました。

また、公共事業におきましては、施策の立案や事業の計画実施の過程で、関係する住民や利用者に情報を公開した上で、広く意見を聴取し、それらを計画づくりに反映させる手法であるパブリック・インボルブメントを下水道事業で導入いたしました。

今後、第3次総合計画の評価、検証を行ってまいります。地方自治を一層成熟させるためには、引き続き住民の参加機会の拡充や参加意識の高揚を図ると共に、情報公開制度の充実など開かれた行政を一層推進しなければならないと考えております。

また、これからのまちづくりは、町民を中心としてNPO、事業者、行政など様々な活動主体が役割分担をし、連携、協働を図ることにより、自律したパートナーシップを構築することが重要であることから、第4次斑鳩町総合計画におきましても、住民と行政の協働によるまちづくりの体制に向けて取り組んでいく必要があると考えております。

○議長（中川靖広君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 様々な体制で住民の声を聞けるようにと充実されてきたというふうを受けとめました。その中でも、パブリック・インボルブメント、以前公共下水道を整備する際にやっていただいた調査ですが、この調査というのは、私も、住民参画の推進という点から、非常に効果があったのではないかと感じています。

これまでも、私は、JR法隆寺駅周辺整備事業や総合保健福祉会館の整備などでも、

より多くの住民の意見を聞くことの必要性を訴えてきました。P I 事業は、そうして聞いた声に対して行政の回答も住民の皆さんにお返しするという点で、より住民の皆さんに関心を持っていただけるものだというふうに感じました。

以前に行っていたP I は、あれは国の方がお金を出して、斑鳩町はそのモデル事業としてそれに乗った形で行っていたのかなというふうに思っていますが、今後、特に住民の関心が高い事業や多額の費用を伴う事業などについては、町独自でもこのP I を実施して、住民参画の意識形成を高めながらまちづくりを進めていっていただきたい。また、第4次計画を策定する中で、それについてもぜひ反映をしていただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（中川靖広君） 池田総務部長。

○総務部長（池田善紀君） 今、ご質問者もおっしゃいましたP I 事業につきましては、相当大きな大型事業の時に実施することとした新たな手法でございます。今現在多く行われておりますのは、パブリックコメントといたしまして、町の一定の計画が出た段階で住民に周知して一定の意見を聞くということで、それよりもう一步進んだ手法でございます。数年前、確かに国の方の事業として実施したわけですが、それがある程度確立出来まして、今後、それに該当する大きな事業がありましたなら、それについての検討、するしないかの検討は、当然やっていくべきだとは考えております。

○議長（中川靖広君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） その点も踏まえまして、また4次計画策定の際に、こちらの方でもチェックをさせていただきたいというふうに思います。

それでは、次に②点目に、公園整備について書かせていただきましたが、これについては、以前にも質問をさせていただいた街区公園など一定の広さを持った公園整備も含まれようかと思いますが、毎回のように子ども模擬議会で、身近にサッカーやドッジボールなどが行える、子どもたちが走り回ることの出来る公園をつくってほしいと出されている要求に対して、ぜひ第4次総合計画の中でそれを実現していただきたいというふうに私も強く思っています。

そういったことから、公園整備について、これについても、第3次総合計画を振り返って、現在までに町内で公園整備をどのように進めてこられたのか、また第4次計画ではどのように充実していこうと考えておられるのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（中川靖広君） 清水都市建設部長。

○都市建設部長（清水建也君） 今、質問者がおっしゃいましたように、子どもが身近なところで伸び伸びと安心して遊べるような公園の整備につきましては、かねてから子ども模擬議会からでも要望等をいただいております。

第3次総合計画の期間におきましては、自然や地域の歴史資源を活用しながら、法隆寺門前広場及び西里公園を整備いたしました。また、コミュニティをはぐくむ身近な公園といたしましては、服部コモン公園、服部川東公園、服部川西公園を設置しております。

ご質問の第4次総合計画における公園整備についての考え方でございますが、現在までに総合計画策定に伴います住民アンケート調査を実施しております、その調査の集計等の取りまとめを行っているところでございます。

町といたしましても、公園整備を行う上では、その規模や配置、費用面について十分検討を要するものであるというふうに考えておりますが、アンケートでいただいた住民の皆様からのご意見等踏まえまして、公園整備につきましてもよりよい計画となるよう検討をしてみたいというふうに考えております。

○議長（中川靖広君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） アンケートの結果を踏まえて、またそれを反映させていただけるということですので、ぜひその結果につきましても、私も注目をしたい。

さらに、3次計画の中で、街区公園についてはなかなか整備が出来ていない状況であると思いますので、そのことにつきましても、4次計画の中でどのように反映をされるのかについても、ぜひ私も見ていきたいというふうに思います。

また、私も人のことは言えませんが、子どもたちの体力低下というのが心配されておりますが、それについては色んな要因がありますけれども、そもそも今の子どもたちというのは、外で走り回って遊ぶ機会が非常に少ない。その一つには、昔と違って走り回って遊べる場所がないということもあり、保護者の方からも、公園整備を求める声をお聞きします。

そういったことから、少し私の方からも提案をさせていただきたいと思うんですが、現在、土地開発公社の保有地を処分していると思うんですが、町が買い戻しをされている土地ですね。以前にも質問をさせていただいたことがあります、例えば町営住宅の跡地などいまだに目的が決まっておらず放置されている土地があるかと思います。そういったところですね、例えば今議会で補正予算も計上されている龍田西の8丁目の

土地、ああいったところなどは、一定の広さもあり、周りに迷惑にならないようネットを張れば、公園や広場として整備することが出来るのかなど。そして、それぐらいの広さがあれば、ドッジボールなどは出来るのではないかなというふうに思います。

町の方でも、目的が決まっていな土地を活用すれば、新たにかかる経費も少なくても済み、公園整備が出来ると思いますので、これは出来るようであればすぐ実現をしていただきたいと思いますが、難しいようであれば、ぜひ第4次総合計画策定に向けて検討をしていただきたいと思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（中川靖広君） 池田総務部長。

○総務部長（池田善紀君） 町の方に遊休地がございます。今、言われましたように、町営住宅の空き地がございます。数点ございます。また、開発公社で持っている長期保有地がございます。ただ、長期保有地につきましては、今、どんどん処分を急いでおりますので、その土地を活用するのはいかがなものかと思っておりますけれども、町有地の方で遊休地になる分につきましては、活用方法については検討する余地はあるのではないかと考えております。

○議長（中川靖広君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 今、検討する余地があるというふうにおっしゃっていただきましたので、また検討された結果につきましても、こちらの方からも確認をさせていただきたいと思っております。

それでは、次、③点目、第4次計画の策定についてというふうにおっしゃっていただきましたが、これは総務委員会で資料としていただいた「総合計画に向けてのアンケート調査」の最後に、第4次計画策定までの流れも載せていただいておりますけれども、私は、先ほども申しましたように、第3次計画策定には、当初、最初の段階でかかわってこなかったもので、計画策定までに住民がどのように参画出来るのかという点について確認をさせていただきたいと思ひまして、質問に挙げさせていただきました。

この総合計画こそ、まちづくりの根幹となることから、しっかりと住民の声を反映させる体制でもって策定をしていくべきだと考えますが、特に策定委員会を設置する際のメンバー構成や、また素案が出来た時点で住民説明会などはどうされるのか、アンケート以外の部分で住民の声をしっかりと聞ける体制については、どのようにお考えになっているのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（中川靖広君） 池田総務部長。

○総務部長（池田善紀君） 初めに、策定スケジュールについてでありますけども、第4次斑鳩町総合計画の策定作業につきましては、現在、昨年末に実施いたしましたまちづくりアンケート調査の集計・分析作業を行っておりまして、その作業と並行いたしまして、本町の現状や課題把握のための基礎的調査を行っているところでございます。

今後のスケジュールといたしましては、平成21年度に計画策定に向けた課題の抽出や対応する施策の検討、さらには人口や経済フレームなどの検討作業を行い、これらを勘案しながら計画案の策定を行ってまいります。また、条例に基づく総合計画審議会を設置し、諮問をしていく予定であります。

平成22年度には、斑鳩町総合計画（素案）をテーマとしてまちづくりフォーラムを開催すると共に、審議会からの答申を得るなど計画案の調整を行い、12月議会には基本構想案を議会に提案し、平成23年度から新しい総合計画に基づく町政執行を想定しているところでございます。

次に、総合計画審議会につきましては、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき条例で設置しておりまして、その所掌事務といたしましては、「審議会は、町長の諮問に応じ、総合計画に関する事項について調査及び審議する」こととなっております。

その組織は、1つとして学識経験のある者、2つとして公募による者、3としてその他町長が必要と認める者で、委員10名以内をもって組織され、任期は諮問を受けた審議が終了し、町長への答申がなされた時点をもって任務が終了することとなっております。

第3次総合計画策定時に設置いたしました審議会では、学識経験のある者が6人、公募による者が2人、その他町長が必要と認める者が2人で組織されておりました。第4次総合計画の策定におきましては、男女それぞれ1名ずつ、合計2名の委員を公募してまいりたいと考えており、その応募資格として、斑鳩町に住民登録のある18歳以上の人で、公務員を除くよう考えております。

また、応募に際しましては、100字程度の応募理由の提出を求めてまいりたいと考えておりまして、応募者多数の場合は、公開抽選により選出してまいりたいと考えております。

最後に、総合計画策定に係る住民参画についてであります。

現在、集計中でございますが、総合計画の策定に当たりましては、2,000名の方々に無作為によるまちづくりアンケート調査を実施し、その結果を取りまとめ、計画原案

の策定段階から活用していくこととしておりますほか、計画の素案を公表いたしまして、ご意見や提言をいただく意見募集やまちづくりフォーラムを実施するなど、まちづくりについて町民の皆様と共に考える機会を設け、町民皆様の意見を聞きながら、計画に反映させるよう努めてまいりたいと考えております。

○議長（中川靖広君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 今、おっしゃっていただいた審議会の構成メンバーについては、公募の方も入っているということですが、10名以内という枠が決まっているというふうにおっしゃっていただきましたが、午前中の質問者の方も、天理市の方の例をおっしゃっていただきましたが、その枠と構成については、前回と同じようにされるのか。

さらに、まちづくりフォーラムというふうに一口におっしゃっていただきましたが、ちょっと私も、以前参加したことがなかったので、これは全町民対象に行われると思いますが、どのような形で行われたのか。今後、次、開催する際にはどういう形で行おうと考えているのかについてお尋ねしたいと思います。

○議長（中川靖広君） 池田総務部長。

○総務部長（池田善紀君） 前回のまちづくりフォーラムでございますけども、全町民に開催日を周知いたしまして、中央公民館で開催をいたしました。当日の司会につきましては、総合計画審議会の会長に進行役の司会をしていただきました。まず、基調講演と計画素案の説明が会長からされまして、あと、審議会委員の方数名でパネルディスカッションをされまして、その後、住民の方から意見を色々聞かれたと。なおかつ、当日のシンポジウムに関してのアンケートも実施されておりました。当然ながら、当日、計画素案についても配布をされております。当日の参加人数は、たしか記憶では、150名程度であったかと考えております。

その取りまとめをされまして、また審議会でご審議されましたし、当然担当常任委員会の方にも報告をさせていただいております。

○議長（中川靖広君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） そうした形で、町民皆さんすべてを対象にやっていただけるとのことです。ただ、財政的な問題から、今、住民の皆さんも関心が高くなっていると思いますので、前回は150名来られたということですが、どれぐらいの方が来られるか、多くなるのかなあというふうには思っていますが、そうしたことについてもぜひ対応を出来るような形でお願いしたいと思います。

今、審議会の構成については、ご答弁いただけなかったと思うんですが。

○議長（中川靖広君） 池田総務部長。

○総務部長（池田善紀君） 先ほど、一定の人数の考え方を答えさせていただきましたけども、今現在、それ以上につきましては検討をいたしておりませんので、ここでのご答弁は控えさせていただきます。

○議長（中川靖広君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） その委員構成、枠等について、また今後どういう形がいいのかということもあわせて検討をしていただきたいというのと、またまちづくりフォーラムされる際に、事前に住民の皆さんにもしっかりとお知らせをし、たくさんの方が逆に参加していただけるような形で行っていただきたいというふうに要望いたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（中川靖広君） 以上で、14番、木澤議員の一般質問は終わりました。

続いて、7番、嶋田議員の一般質問をお受けいたします。7番、嶋田議員。

○7番（嶋田善行君） ただいま議長の許可を得ましたので、通告書に従いまして私の一般質問を行います。

まず、JR法隆寺駅前整備の中の北口から踏切までの、いわゆる4-1号線についてであります。

この4-1号線は、以前、道幅が狭く、軽自動車が通過すれば、人が通れないほどで、そのために滅多に自動車の通行もなく、人と自転車と自動二輪や原動機付自転車しか通らない道でありました。まさに、付近住民の生活道路ともいうべき道であり、買い物客や近隣住民の行き来に便利な道でありました。この道が拡幅され、自動車も通行出来る一方通行の道路となったわけではありますが、この4-1号線が一方通行になった経緯をお尋ねします。

○議長（中川靖広君） 清水都市建設部長。

○都市建設部長（清水建也君） この4-1号線が一方通行になった経緯ということでございますけども、議員もご存じのように、今、おっしゃっておられましたけども、もともとJRが所有する幅約2メートル前後の通路がJR沿線にあったところでございます。その通路を、駅舎橋上化事業に伴いまして、2面2線化となったあとの廃線敷を活用いたしまして、北口広場からの一方通行で車両が通行する動線を確保することを目的といたしました道路整備を計画したところでございます。

町といたしましても、特に踏切がすぐそこにあるといったことから、より安全に通行を検討する中で、警察とも協議を重ねた結果、踏切付近での安全な通行形態が確保出来るようにこうした規制になったところでございます。

○議長（中川靖広君） 7番、嶋田議員。

○7番（嶋田善行君） この一方通行で、軽車両は除くと表示されていますが、この軽車両とは、どのような車両を指すのですか。

また、この軽車両の中に自転車が含まれるとするのであれば、自転車は基本的に車道を走るとされていますが、だとすれば、この一方通行を逆走することになるわけですが、車道に自転車レーンが設置されていないのは、なぜですか。

○議長（中川靖広君） 清水都市建設部長。

○都市建設部長（清水建也君） まず、ご質問の軽車両とはどういうものかということでございますけども、軽車両の定義といたしましては、道路交通法第2条にこのように規定されております。すなわち、「自転車、荷車その他人若しくは動物の力により、又は他の車両に牽引され、かつ、レールによらないで運転する車であって、身体障害者用の車いす、歩行補助車等及び小児用の車以外のものをいう」ということで、原付自転車についても、軽車両の方に含まれるということでございます。

次に、自転車レーンでございますけども、この道路を整備する際に、自転車と歩行者が通行出来る自転車・歩行者道としての幅員、今、基本幅員、歩道として3メートルございますけども、その幅員を確保してございます。

このことから、この歩道を自転車が通行することにつきましては可能であるという見解を、所轄、西和警察署に確認をいたしております。このことをより明確にいたしますために、町といたしましても、今後、自転車は通れますよといった周知看板の設置等を検討をしてみたいというふうに考えているところでございます。

また、自転車・歩行者道の指定という法的規制を行うということも考えられるところでございますけども、当面は、状況を見ながら、西和警察署と協議をしてみたいというふうに考えております。

○議長（中川靖広君） 7番、嶋田議員。

○7番（嶋田善行君） 今のご答弁で、私、聞き間違いましたんかね、原動機付自転車は軽車両に含まれるとおっしゃったように思うんですが、それでいいわけなんですか。

○議長（中川靖広君） 清水都市建設部長。

○都市建設部長（清水建也君） 申しわけありません。ちょっと言い間違いがございました、原動機付自転車は軽車両に含まれません。

○議長（中川靖広君） 7番、嶋田議員。

○7番（嶋田善行君） そうですね、含まれたら、私、こんな質問しませんのでね。

ただいまのご答弁で、軽車両の定義は、自転車や荷車、リヤカーなどであって、原動機付自転車は含まれていないということはわかりました。また、4-1号線の既存車道ではなく、現歩道を自転車は通行出来ることもわかりました。

先ほど私が、一方通行を逆走出来ると言いましたが、荷車やリヤカーなどは、自転車や原動機付自転車よりも横幅があります。4-1号線の車道は、一方通行道路としては幅員がありますから、まこと交通安全を考えるならば、自動車の通行出来ない逆走のための軽車両ゾーンをつくってはどうか。このことも警察との協議対象としていただきたいものです。

続きまして、私が以前警察の方と話したことがあります。それは、新池から西側、以前に保育園のあった南側の道路なんです。保育園があったころは、通園児の安全のため、朝9時までの時間規制で通行出来なかった。しかし、保育園が廃園になった今でも、その時間規制だけは生きている。しかし、その時間規制に関係なく自動車は通行している。もちろん、保育園がないのですから、通行しても何ら差し支えないとは思われますので、この時間規制を外してもらえないかと訴えたところ、この規制区域の住民の同意が必要であるから、住民の同意をとってほしいとのことでした。

私は、早々に交通安全協会の担当者に言ったところ、しばらくして、その区域の住民さんは今のままでいいということなので、規制を外すことは無理なようですとの返事をいただきました。

また、別に、この4-1号線の踏切の南側、斑鳩荘園自治会へ入る道路なんです。この斑鳩荘園自治会の東には、あわ保育園があります。朝や夕方、この保育園へ園児を送ってこられる、また迎えに来られる車が多数あるんですが、踏切を渡ってすぐ左折しようとする車と、保育園の方から出てきて踏切の方へ右折しようとする車がある。この右折しようとする車が、すぐに出られる状態であればいいんですけれども、南の方から踏切を渡る車が多いと、その車の途切れがあるまで右折出来ない。その間中、踏切を渡って左折しようとする車は待っていなければならない。その車自身はまだいいとして、その後ろに続いている車は、踏切内で待たなければならない。ひどい時には、3台ほど

が待つ状態になる。そんなことを、1日のうちで必ず1回や2回は見かけるわけです。

そのような状態を警察の方に話をし、斑鳩荘園から出る車は左折専用にしてはどうかと言ったところ、この自治会や利用者の同意をもらわなければ変更は出来ないと言われました。その時は、保育園の保護者同士で話し合われ、なるべく踏切を渡るための右折はしないで左折をし、駅南口ロータリーを周回して踏切を渡るようにされたようですが、今ではそんな気配りは、全くといっていいほどありません。

今、言ったように、交通規制を変更する時には、付近住民の同意が必要だと思います。道路拡幅により一方通行とされましたが、地元説明や地元同意はとられたのですか。

○議長（中川靖広君） 清水都市建設部長。

○都市建設部長（清水建也君） ただいまの、交通規制に伴いまして地元同意や地元説明されたかということでございますけども、平成17年の3月から5月にかけて、駅周辺の10自治会を対象にいたしまして、JR法隆寺駅周辺整備事業説明会を開催をいたしました。その時に、駅周辺道路の整備計画の考え方につきましても説明をさせていただきまして、議員がご質問の4-1号線につきましても、北口広場から踏切に向けての一方通行とし、踏切のところでは、北側への左折のみの交通規制を計画して道路整備をするということを説明をいたしまして、その規制に対しまして特にご意見もなかったことから、ご理解を得られたものというふうに考えております。

○議長（中川靖広君） 7番、嶋田議員。

○7番（嶋田善行君） 私も都市基盤整備委員会の説明で、一方通行にするとの説明を確かに聞きました。しかし、その時は、自動車だけの一方通行で、原動機付自転車などは、今までどおりに行き来出来るものとの固定観念にとらわれ、そのことを確認しなかったことが、今では悔やまれております。

地元説明会でも、地元住民や自治会長さんも、私と同じ感覚だったのではないかなと思いますし、また、もし一方通行だけの説明会であれば、異論が出ていたのは間違いなかったであろうと思います。これは、うがった考えですけれども、ひょっとして説明している職員さん自身も、車だけのことを考えておられたのではないかなとも思ったりしております。

再度お聞きしますが、一方通行区間の土地の所有者や住民、すなわち増井さん、元田さん、山崎さん、アパートに住んでおられる方々にも、個別に説明されたわけですね。

○議長（中川靖広君） 清水都市建設部長。

○都市建設部長（清水建也君） 土地の所有者と申しますか、この現在の駅前4-1号線につきましても、もともとJRの所有地でございましたので、その土地に隣接する方々につきましても、このJRの用地の境界について確定する必要がございますことから、立会を求めると、そうした説明をしてきたところでございます。ただし、アパート等の住民の方々につきましても、その所有者の方にお話をしていることから、住民の方々には、そちらの方からお話をお願いしているという形でございます。

○議長（中川靖広君） 7番、嶋田議員。

○7番（嶋田善行君） 今現在、原動機付自転車は、東から西へ進入出来なく、付近住民や駅北口方面へ食料品や日用品を買いに来られる商店利用者の方々は、見通しの悪い点滅信号の交差点は安全性を疑問視され、以前から見通しのよかった道を利用されておられる方が非常に多い。しかし、交通規制があり大変迷惑しておられますが、このことについて町はどのように考えておられますか。

○議長（中川靖広君） 清水都市建設部長。

○都市建設部長（清水建也君） この4-1号線、一方通行ということで、原動機付自転車が入れないという、東から西へは進入出来ないということでございますけども、この4-1号線が従来の2メートルの幅から拡幅整備されまして通行車両も多くなることが予測されること、現に多いわけでございますけども、また特にJR踏切がすぐそこにあるということから、規制については、より安全な対策を講じる必要があることから、所轄警察署とも協議を行いまして、こうした規制を行っておるということでございます。要は、安全をとるのか便利性をとるのかといった中で、当然住民の方々の安全を守るのが大優先であるといったことから、こういった規制を行っているところでございますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

また、一方で、地元の方々から、一方通行の規制表示、すなわち先ほどご質問ありましたような軽車両を除くという表示がわかりづらいということもございましたので、昨年10月でございますけども、道路管理者といたしまして、規制がかかっている旨の啓発看板も設置したところでございます。そこら辺も、よくご理解いただきますようお願い申し上げます。

○議長（中川靖広君） 7番、嶋田議員。

○7番（嶋田善行君） 今、おっしゃったように、JRの踏切があるために、安全のために、四輪の自動車の一方通行、並びに右折禁止は理解出来ます。しかし、あの現場を見

てみますと、左右とも見通しのよい、しかも道路幅員も十分にあるあの4-1号線での原動機付自転車の進入禁止は、納得出来ません。

先日も、ある住民の方が、一見道も大きくなり、歩道もついて便利よくなったように思ったけれど、中信のATMに行くのに、いつも遠回りしなければならないようになった。これなら、以前の道の方が、車も通らなかったし、私らも自由に行き来出来てよかった。もとの道に戻してほしいと訴えてこられました。あの見通しのよい現場から見て、理不尽とも感じる規制の一部は解除すべきであります。

駅前方面の自治会連合会とも言える約13の自治会と、北口の商店やその利用者の方々をも含め、一部規制解除の要望書を出されるように伺っております。それが提出された折には、住民の声に真摯に向き合っていただくことを期待しております。

続きまして、男女共同参画についてであります。

この質問をするに先立ちまして、ある特定の個人をどうのこうのと言っているわけではないことを申し上げておきます。

今回の定例会でも、人権擁護委員の推薦についての諮問や、政治倫理審査会委員の選任についての同意事項がありましたが、斑鳩町における各審議会の男女委員の構成の考え方についてお伺いします。

○議長（中川靖広君） 池田総務部長。

○総務部長（池田善紀君） 本町におきましては、町民憲章に掲げる聖徳太子の和の精神を尊び、女性も男性も互いに敬愛し信頼し合える男女共同参画社会の実現を目指し、平成8年に男女共同参画社会推進行動計画「女と男が輝く未来計画」を策定し、平成16年には斑鳩町男女共同参画推進条例を制定いたしました。さらに、平成18年には「女と男が輝く未来計画～第2次男女共同参画推進計画～」を策定し、これらの計画に基づき、男女が社会の対等な構成員としてその個性と能力を発揮し、社会のあらゆる分野で活躍することが出来る男女共同参画社会の実現を目指して、積極的に取り組みを進めているところでございます。

ご質問の各種審議会の委員構成の考え方につきましては、第2次男女共同参画推進計画の基本目標に、「あらゆる分野への男女共同参画をすすめる」を掲げ、女性の意見や考えを積極的に町政に反映させるため、それぞれの審議会等の状況に応じた方法により、女性の登用拡大を進めると共に、審議会等の女性委員割合の目標値を、計画中間年である平成22年度には30%、最終年である平成27年度には35%以上の登用率を目標

といたしております。

また、斑鳩町審議会等の設置及び運営に関する要綱においても、委員等の選任について、女性の積極的な委員登用を行うため、女性委員の割合は、「新・女と男が輝く未来計画」に掲げる目標が達成出来るよう努めることとし、各審議会委員の選任に際しましては、これらの制度等に基づき、女性の登用の拡大には努めているところではございません。

現在の審議会等における女性委員割合につきましては、平成21年の3月1日現在で26.5%でございます。今後、目標登用率に近づけますよう、様々な分野で人材の発掘と育成に努めてまいりたいと考えております。

○議長（中川靖広君） 7番、嶋田議員。

○7番（嶋田善行君） ただいまおっしゃったように、第2次の斑鳩町男女共同参画推進計画書の中には、「平成22年度には30%、最終年の平成27年度には35%以上の登用率を目標とします」。また、「女性委員がない審議会などの解消に努めます」とあります。ただいま全体的な考え方はお聞きしましたが、最近で言えば、教育委員や政治倫理審査委員、または人権擁護委員の人選については、どのように考えておられましたか、お尋ねします。

○議長（中川靖広君） 池田総務部長。

○総務部長（池田善紀君） ご質問の各委員の人選についてでございます。

初めに、教育委員の任命につきましては、任期満了による委員2名の任命に当たり、女性の方の登用を含め色々と候補者を検討させていただきましたが、最終的には現委員が適任と判断いたしました。今回、任期満了は2名の方で、男女それぞれ1名でしたけれども、結果といたしまして、新しい委員さんも、男女各1名となりました。

また、政治倫理審査会委員につきましては、7名の委員から構成される委員会であり、その選任に当たっては、社会的人望があり専門的な知識を有する者2名、選挙権を有する町民5名として、選挙権を有する町民からは2名を公募することとなっております。公募を除く5名につきましては、女性の登用も考慮し、男性3名、女性2名を選任させていただきましたが、公募者2名においては、女性の方の応募はなく、男性3名による抽選となりまして、男性2名を選任したところでございます。

最後に、人権擁護委員につきましては、7名の委員から構成される委員会、このうち3名が女性の方となっております。今回、男性2名の任期満了に伴って推薦するに当

たり、その人選につきましては、女性の方の推薦も含め色々と候補者を検討をさせていただきましたが、最終的には、推薦させていただいた委員を適任と判断をいたしました。

以上のように、各委員の人選につきましては、政策・方針決定の場への女性の登用を進めるべく取り組んでいるところでございますけども、結果的に男性の方の登用となったところでございます。

今後におきましても、政策・方針決定過程への参画に性別による偏りをなくすよう女性の登用に努めると共に、女性が社会参画しやすい環境づくりを推進し、人材の発掘と育成に努めてまいりたいと考えております。

○議長（中川靖広君） 7番、嶋田議員。

○7番（嶋田善行君） 私は、何が何でもとにかく女性を登用しなければいけないとは考えてはおりません。でも、単純に考えて、男女の人口の比率がほぼ半々であれば、自然に男女の登用率もフィフティ、フィフティに近い数字になって当たり前だとも思っております。

女と男が輝く未来計画の中で、基本課題に、「男女共同参画を推進する教育、学習の充実」と題する項があります。教育委員会に関するこの項には、家庭、園、学校、そして生涯学習を通じての学習など、なるほどよい定義がなされています。

ところで、斑鳩町の女性人口約1万5,000人の中で、教育委員となるべき資質と資格を備えた女性は、1人しか見当たらなかったのでしょうか。もしそうであれば、教育委員会所管の基本課題を推し進め、女性のエンパワーメントのための教育を、早急に実践して行ってください。

また、先ほどの22年度には30%、27年度には35%という数値、この35%という数値は、当時の目標数値としては、奈良県下では最高の数値であったと記憶はしております。この30%、35%の数字の後ろには、「以上」という言葉がついています。すなわち、30%以上、35%以上ということです。先ほども言いましたように、本来は50%に近くなるのが普通であると思います。30や35という数字にとらわれることなく、今後の人選の折には、50という数字を念頭に進めて行ってください。

ちなみに、選挙管理委員会は、男女の構成比率何%になっていますか。

○議長（中川靖広君） 池田総務部長。

○総務部長（池田善紀君） 4人のうち女性が2名で、50%となっております。

○議長（中川靖広君） 7番、嶋田議員。

○7番（嶋田善行君） これは、人選の折、行政側から相談を受け、私なり、また同僚議員の里川議員なりが推薦させていただいた方、女性2人ということで、都合50%になったと。これ、1人、2人の問題やなしに、その心が大切だと思いますが、そこら辺、50という数字をとにかく念頭において、これからも進めていっていただきたいと思います。

それでは、最後の質問です。

平成16年の12月議会で、各小学校の児童数のアンバランス解消と教育環境の公平さのための学校の校区割り、校区の変更について質問しましたが、その後どうなっていますか。

○議長（中川靖広君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 16年のご質問の後どうなっているかということでございますが、通学区域の運用につきましては、国の方で、通学区域・区域外就学の条件緩和というのがその後されまして、こういったされた時に、教育委員会で審議をさせていただいたところでございます。あわせて、その中で校区割りについても、色々委員会の中で審議を行ってまいりました。

校区割りにつきましては、学校規模の問題がございますし、また、現在、斑鳩小学校で740名、西小学校で371名、東小学校で486名という児童が通学しております、それぞれの学校の児童の数に差がございますけれども、こういった以前つくっていただいた校区割りについては、児童生徒の安全確保という点から、今のところ校区を変更するについては、まだ難しいのではないかなというような見解でございました。

○議長（中川靖広君） 7番、嶋田議員。

○7番（嶋田善行君） 少子化による児童数の減少が問題視され続けていますが、これからも、人数は、減ることはあってもふえることは考えにくい現状であります。

斑鳩では、小学校3校、中学校2校がありますが、学校間の児童数のアンバランス解消のための校区見直しも難しいとのことであれば、学校の統廃合を考えてはどうでしょうか。平成21年度の入学児童数も含めてお伺いします。

○議長（中川靖広君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） まず、21年度の入学児童数の状況でございます。斑鳩小学校で113名、西小学校で54名、斑鳩東小学校で74人でございます。

本町の町立小学校の運営につきましては、少子化傾向によりまして、就学人数が年々

減少傾向でございます。しかし、現在のところ減少率は小さいわけでございますが、教育委員会で児童数の推計を試算いたしましたところ、平成40年になりますけれども、これで現在の約67%程度に児童数が減少するという予測を立てております。1校、ある学校では、1学年1学級という学年も、この40年代には出てくるのではないかとというふうに予測いたしております。

また、町立中学校の生徒数の推計でございますが、斑鳩中学校、南中学校とも40年までで、どの学年も1学年複数学級の編制というふうに予測いたしております。

今後、よりよい教育環境づくりを考える中で、児童生徒の学習環境、あるいは通学路の安全、部活動や運動会などの特別活動の運営など、様々な角度から検討を行ってまいらなければならないというふうに思っています。

施設面におきましては、昭和40年代から50年代に建設されまして、各学校とも老朽化が進行しているのは事実でございます。教育環境を整えるには、限られた予算を効果的に使う必要がございます。

そこで、現在、耐震補強工事を年次計画的に実施しておりますが、ただ学校は、単に子どもの教育を行うだけではなく、地域のシンボルでもございますし、災害時には避難所となるなど、実際には多様な機能を持つ施設でもございます。そうした地域の実情もございますが、再編は、財政面よりもよりよい教育環境実現のためにどうすべきか、知恵を出し合いながら前向きに検討してまいりたいというふうに考えております。

ただ、文部科学省として、現在、適正規模に関する諮問が行われておりまして、今年の8月ごろにその結果が出るように聞いております。その結果も踏まえまして、こうしたことを参考にしながら、斑鳩町としても検討をする必要があるだろうというふうに思っています。

小学校の規模のあり方を考える時には、やっぱり児童生徒数の分布状況と、それから通学距離、通学時間等を検討し適正範囲をどう定めるのか、また集落との関係を踏まえる必要もあると考えております。

さらに、学校統合を機に新しい教育を生み出そうという期待にこたえるには、どのような学校ビジョンを抱いたらよいのか等々もろもろの課題がございます。そうしたことについても、検討委員会等、教育委員会の中で十分慎重に協議、審議をいただかなければならないというふうに思っています。

いずれにいたしましても、大変大きな重大な課題でございますので、より慎重に教育

委員会として取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長（中川靖広君） 7番、嶋田議員。

○7番（嶋田善行君） 学校の統廃合については、一朝一夕で出来るものではありません。調査期間、準備期間で数年、計画周知期間で数年、計10数年は必要になってくるのではないのでしょうか。先ほどのご答弁で、平成40年ごろのことをおっしゃっておられましたが、今を起点とすれば、ちょうどよい時期になってくると思われます。児童生徒は、モルモットではありません。試験的にやっていくことは、極力避けなければなりません。今から長期的展望に立って、よりよい教育環境の創設に向かっていこうではありませんか。このことを提言しまして、私の一般質問を終わります。

○議長（中川靖広君） 以上で、7番、嶋田議員の一般質問は終わりました。

続いて、5番、伴議員の一般質問をお受けいたします。5番、伴議員。

○5番（伴 吉晴君） これから私の一般質問を始めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

まず最初に、役場における障害者就労について質問させていただきます。

現在、世界的金融危機と言われており、健常者の雇用問題がよく取りざたされておりますが、私が気になっているのは、より厳しくなっていると想像出来る障害者の就労についてお聞きいたします。

平成20年度における障害者雇用率及び斑鳩町役場の法定雇用率は幾らですか。

○議長（中川靖広君） 池田総務部長。

○総務部長（池田善紀君） 平成20年度の斑鳩町役場の障害者の実雇用率は、2.84%でございます。法定雇用率は2.1%であり、法定雇用率を達成している状況であります。

○議長（中川靖広君） 5番、伴議員。

○5番（伴 吉晴君） 今のお答えなら、斑鳩町役場は障害者の方の法定雇用率2.1%を超える2.84%であると聞き、一応安心いたしました。

それでは、障害のある方に対して、一般の採用試験と区別して障害者別枠採用制度を実施しておられますか、お尋ねいたします。

○議長（中川靖広君） 池田総務部長。

○総務部長（池田善紀君） 障害者の別枠採用制度を実施しているかのご質問でございますけれども、斑鳩町では正規職員の採用において、別枠で障害者を対象とした採用試験

は実施はいたしておりませんが、従来から身体に障害を持つ人等についても、一定の選考の中で、障害の程度、あるいは職種を見ながら、すべて平等に決定することとしてきました。

なお、受験資格につきましても、障害者に対しての制限を設けることなく、受験資格の要件を満たしている人であれば、試験を受けていただくことは出来ます。

○議長（中川靖広君） 5番、伴議員。

○5番（伴吉晴君） 障害者別枠制度は実施されていないとのお答えでしたが、私が思うに、障害をお持ちの方が、仕事についてその能力を発揮することにより、社会活動に参加し、生きがいを見出すことは、重要なはずですが、しかし、障害者を取り巻く環境は厳しく、多くの障害者が働く機会を待っている状況にあります。

そういった中で、将来の役場における障害者それぞれの適性と能力に応じた障害者別枠制度などの就労機会の拡大は、考えておられますか。また、障害者を採用をするに当たっては、ソフト面及びハード面でどのような対策を講ずるべきであると考えておられますか、お尋ねいたします。

○議長（中川靖広君） 池田総務部長。

○総務部長（池田善紀君） 将来の障害者に対しての就労機会の拡大は考えているかとのご質問でございます。

養護学校等からも、障害者の就労等について、ぜひとも機会を与えてほしいとの要望もお聞きしておりますが、町といたしましては、行政コストの削減が見込まれるものが人件費でありまして、職員数を抑え、最少の職員数で最大の効果を上げることを念頭に、職員の適正配置等により貴重な人材を生かし、少数精鋭による行政運営を図っていく中で、現状としては、法定雇用率を達成している状況でございます。

しかしながら、障害者の雇用についての理解と関心が高まっておりまして、多くの障害者の方々が働く場を求めておられる状況の中で、障害者自立支援法が施行されたことにより、今まで以上に障害者の社会参加を進めようとする動きが活発になってきており、障害者を採用していく中で、事業主である町として必要な措置といたしましては、まずハード面では、障害者に働いてもらうに当たって、例えば職場のレイアウトの変更等の施設の改善、勤務するに当たって職場環境等の整備、出来るだけ働きやすい環境づくりに努めていく必要があると考えます。

また、ソフト面では、障害者の方の雇用に当たって、障害を持つ職員が職場に溶け込

めるか等の不安や、知的障害者の場合に仕事をどのように教えたらよいか等の問題にどのように対応していけばよいか等を検討していかなければならないと考えております。

また、採用した障害者の方の配属先についても、職場に対応出来るよう配属先の業務内容、障害の種別や程度等を勘案して、適材適所の配置を決定していく必要があると考えております。

今後、障害者の雇用については、法定雇用率を維持する中においては、別枠で採用試験を行うなど、障害者の雇用の拡大も検討していくことも必要であると考えております。

○議長（中川靖広君） 5番、伴議員。

○5番（伴 吉晴君） 確かに、少数精鋭による行政運営を図っておられることも大切なことだと思います。しかし、反面、住民から見た人の温もりを感じる行政運営も必要だと思います。今後とも、民間活動の見本となるような行政運営を行ってほしいと要望いたしまして、次の質問に移らせていただきます。

町内の健康ウォーキングについて質問いたします。

昨今、斑鳩町内にて、健康のために歩いておられる方が大勢おられますが、だれもが楽しく安全に歩けるように、健康ウォーキングについて、生き生きプラザ斑鳩で相談に乗ってもらえるのですか、お尋ねいたします。

○議長（中川靖広君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） 保健センターにおきましては、生活習慣病予防のために、だれもが気軽に行える運動としまして、ウォーキングを推進し、運動習慣の定着に向けた指導を行ってきております。

ウォーキングは、今まで運動習慣がなかった人も、自分のペースに合わせた運動として気軽に行えますことから、年齢を問わず取り組まれる方も多く、また個人やご夫婦、グループ等で正しい歩き方や効果的なウォーキング方法についてのご相談も、随時行っているところであります。年々健康づくりに対します意識も高まってきており、いつでもどこでも気軽に行える運動の第一歩であるウォーキングへの関心がうかがえると考えております。

また、今年度より、特定健診受診後の保健指導等におきましても、運動が必要な方に対しまして週1回の相談日を設けるなど、運動が継続出来るように支援をしてきております。今後も、安全に効果的なウォーキングを続けていただきますよう、随時相談や指導を行ってまいりたいと考えております。

また、保健センターでは、健康情報や健康管理の場所として多くの方々にご利用いただくために、生き生きプラザ斑鳩に気軽に立ち寄っていただきたいとも考えているところでございます。

○議長（中川靖広君） 5番、伴議員。

○5番（伴 吉晴君） 歩いている途中に気軽に立ち寄り、ウォーキング方法などの相談が生き生きプラザ斑鳩にてやっていただけるとのことですね。ウォーキングの休憩場所としても利用者がふえるように、広報のほどよろしく願いいたします。

次に、町では、歩こう会などを催しておられますが、健康推進のまちとして、生き生きプラザ斑鳩を拠点とした健康ウォーキングについてを発信することが出来ないか、お伺いいたします。

○議長（中川靖広君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） 現在、保健センターが実施しております運動教室では、より専門的な知識を持っている健康運動指導士が効果的なウォーキング方法などを指導しております。教室に参加された後も、日常生活の中において継続してウォーキングを行えますよう、毎月12日を「歩こうデー」として歩こう会を実施し、これまでに70名の方のご参加がありました。

さらに、今年度、運動習慣の定着を図りますために、生き生きプラザ斑鳩のオープン記念事業としましてウォーキング講座を開催し、参加者が引き続き「はつらつウォークラリー」に参加登録をしていただき、9月から11月までの3カ月間、毎日歩いた歩数を記録して定期的に保健センターにご報告をいただき、保健師によります継続出来るためのアドバイスを行う一方、合計歩数を争ったり、3カ月間取り組むことで個人の励みにするなど、ゲーム感覚で楽しみながら健康づくりの輪を広げてきてまいっております。

これらの運動教室につきましては、奈良県が運動普及の目的で養成いたしました9人の運動普及ボランティアの方によりまして、事前にコースを歩いていただき、危険箇所や休憩場所、待機場所の確認を行っていただくなど、安全に楽しくご参加していただけるように、保健センターと企画、運営を行ってきたところであります。

また、はつらつウォークラリーでは、運動普及ボランティアの皆さんに、参加者の歩数の集計や集計結果の掲示も行っていただいたところであります。

さらには、斑鳩町観光協会に所属をされます観光ボランティアの方々のご協力で、史跡等の歴史観光案内も同時に行うなど、運動をしながら楽しめ、歴史の知識も含めて新

しい斑鳩の発見が出来たなどと、ご参加されました皆様にも好評をいただいたところでもあります。

このように、保健センターでは、地域に根差した住民ボランティアの皆様が保健事業に協働することで、より安全なコースを安心して歩いたり、観光ボランティアの皆さんによります名所案内で楽しく参加出来るための環境づくりを積極的に行ってきております。

今後も、引き続き運動教室の回数をふやすなど、さらに内容の充実を図り、一人でも多くの皆さんにご参加していただけますよう、また生き生きプラザ斑鳩を健康づくりの情報発信の拠点としまして、多くの情報提供にも努めてまいりたいと考えております。

○議長（中川靖広君） 5番、伴議員。

○5番（伴 吉晴君） これだけ多くの町民が歩いておられるのだから、もっと町の広報や色々な啓発ビラ等で、健康ウォーキングについて取り上げていただきたいと思うのですが、今後の町の対応をお伺いいたします。

○議長（中川靖広君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） 広報いかるがに掲載しております「ほけんだより」では、毎月、食生活や運動習慣、たばこの害、健康管理などの健康の情報を掲載してきております。昨年9月号においては、「ウォーキングで内臓脂肪を減らそう」というテーマで、ウォーキングの効果や、今より1,000歩多く歩くための工夫等の特集を掲載し、住民の皆様幅広く情報を発信したところであります。

住民の皆様の健康意識と健康志向が高まってきている昨今、健康づくりのための運動は、保健センターだけではなく、生涯学習課におかれても、毎年5月の最終水曜日に行われる、15分以上継続して運動を行った住民の参加率を争う「チャレンジデー」や、季節ごとにハイキングなども行っており、多くの方が参加をいたしております。

また、斑鳩町の総合型地域スポーツクラブとして設立されました元気クラブいかるがにおかれましても、個人のレベルに合わせたスポーツを推進されており、その中で、ナイトウォークや日本一周ウォークラリーなどのウォーキング事業が実施されるなど、健康の輪、地域の輪の広がりが出来てきております。

そのような中で、今後も、関係機関とも連携をとりながら、健康づくりの拠点であります生き生きプラザ斑鳩におきまして、引き続き住民の皆様が健康づくりに役立てていただけるよう、健康情報のパンフレットやウォーキングマップなどを整備し、情報の提供に

努めてまいりたいと考えております。

○議長（中川靖広君） 5番、伴議員。

○5番（伴 吉晴君） 斑鳩は、文化にふれながら楽しく安心して歩けるまちと誰もが誇れるように、なお一層健康推進のまち斑鳩を推し進めていってくださいとお願いいたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（中川靖広君） 以上で、5番、伴議員の一般質問は終わりました。

これをもって本日の一般質問は終了いたします。

明日も引き続き午前9時から一般質問をお受けいたしますので、定刻にご参集をお願いいたします。

本日は、これをもって散会いたします。ご苦労さまでした。

（午後2時41分 散会）